

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		厚生労働省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
高齢・障害者雇用支援機構	助成事業等執行型（助成・給付型）	高齢者雇用に関する給付金の支給					65歳までの雇用確保措置導入のための給付金から70歳まで働ける企業の実現のための給付金への政策的な転換に対応した給付金支給業務の実施	給付金体系の転換により、事業規模が縮小することに伴い、支給業務の実施体制を縮小
	〃	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給					・ 障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務の適正かつ効率的な実施 ・ 納付金徴収の中小企業への適用及び短時間労働・派遣労働に対する雇用率の適用について、障害者雇用促進法の改正が行われた場合は、的確に対応	納付金申告等に関する事業主に対する調査業務は、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施する等の見直しに伴い、駐在事務所(全国5か所)を廃止
	特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）	高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務	再就職支援コンサルタントの廃止（離職する高齢者の再就職支援に関する事業主への相談援助を実施）				高齢者雇用アドバイザーによる援助業務の重点化（「小規模企業における65歳までの雇用確保措置の完全実施」、「希望者全員を対象とする制度の導入」、「70歳まで働ける企業の実現」等の重点課題に対応）	
	〃	高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務			高齢期雇用就業支援コーナーについて、利用者のニーズに対応した業務の見直しを行うとともに、見直し後の業務に応じて、市場化テストを導入			
	〃	障害者職業センターの設置運営業務	・ せき髄損傷者職業センターの廃止 ・ 地域センターにおいて実施している講習（OA講習）を廃止				・就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援を重点的に実施 ・福祉、教育等との連携による就労支援を推進するための新たな施策への対応 ・労災病院（メンタルヘルス分野）をはじめとする医療機関との連携によるリワーク・再就職支援 ・ニート等の自立支援機関や教育機関との連携による発達障害を持つ若者に対する支援	・せき髄損傷者職業センターの廃止 ・地域障害者職業センター管理業務について、集約処理方式を導入し、概ね1/4程度のセンターに事務処理を集約化。これに伴い当該業務担当職員を減員
	〃	障害者職業能力開発校の運営					職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた訓練の実施	
	〃	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	障害者雇用に関する図書の貸出事業について、廃止する等の見直しに伴い、駐在事務所(全国5ヶ所)を廃止				産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的ないし雇用拡大が期待される職種による技能デモンストラーションの実施等一層効率的かつ効果的な大会運営	就労支援機器等の貸出事業及び雇用管理サポート事業（登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助）について、本部に一元化する等の見直しに伴い、駐在事務所(全国5ヶ所)を廃止

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		高齢・障害者雇用支援機構		府省名	厚生労働省	
沿革		■ 昭和46年5月（社）障害者雇用促進協会 → 昭和49年5月（社）全国心身障害者雇用促進協会 → 昭和52年3月 身体障害者雇用促進協会 → 昭和63年4月 日本障害者雇用促進協会 ■ 昭和53年9月（財）高齢者雇用開発協会 → 平成15年10月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
				6 人	6 人	0 人
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	829	765	690	740	
	特別会計	70,276	66,314	51,425	45,175	
	計	71,105	67,079	52,115	45,914	
	うち運営費交付金	18,734	18,336	17,786	17,815	
	うち施設整備費等補助金	30	40	35	33	
	うちその他の補助金等	52,341	48,703	34,295	28,067	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		93,904	93,090	78,936	71,613	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度		
		△305百万円		△305百万円		
発生要因		①繰越欠損金のうち304百万円は平成16年度決算において生じた損失であり、具体的には、共通経費（本部の総務部等の人件費や一般管理費など）を、予算上予定していた3勘定（高障勘定、納付金勘定及び能開勘定）ごとの負担割合で支出したところ、決算時に監査法人より、業務割合に応じた支出とすべきとの指摘があり、納付金勘定において支出していた管理部門の人件費等を高障勘定及び能開勘定に一部、配賦（振り替え）した結果、両勘定において帳簿上で損失（304百万円）が発生したものである。 ②①を除く繰越欠損金（1百万円）は、独立行政法人化以降の毎年度決算時においてリース資産の費用計上により発生したものである。				
見直し案		①平成17年度以降は、共通経費の配賦について、決算のみならず予算も含めて区分経理の徹底を図り、3勘定でそれぞれ応分の負担をすることとしたため、損失は発生していない。 当該繰越欠損金は、既述のように帳簿上の処理により発生したものであるため、今後、その解消のために新たな国庫負担を生じるものではなく、会計監査人の確認のもと今中期計画の最終年度（19年度）で帳簿上の修正処理を行い解消することとなっている。 ②リース資産の費用計上による繰越欠損金は、独立行政法人の制度上、必然的に発生したものであり、最終年度に解消することとなっている。				

運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）	平成17年度		平成18年度	
	3,755		4,943	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
	65,082	67,641	60,463	53,166
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	次期中期目標期間において、せき髄損傷者職業センター、駐在事務所の廃止等の事務事業の見直しに伴い、行政サービス実施コストが改善することが見込まれるが、見込額は未定である。			

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	1 効果的な業務運営体制の確立 業務運営体制について、業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、以下のような見直しを行った。 ・地方高齢法人及び地方障害法人に委託している業務の効率的実施を図るため、両法人に地方法人統合に向けた働きかけを行い、平成18年度末までに35府県で地方法人の統合が実現（平成19年度に残り12都道府県のうち11都道府県で統合） ・地域障害者職業センターの管理業務について、業務の効率的な実施の観点から、一部の地域（全国で4カ所、計8センター）において、試行的に2カ所の事務を1人の事務職員で処理することにより、その実施体制の見直しについて検討（平成19年4月1日、全国で7カ所、計14センターに拡大） ・せき髄損傷者職業センターについて、業務の効率的・効果的実施の観点から、課の統合等による合理化（業務3課を1課に統合）及び地域障害者職業センターにおける発達障害者等の支援が困難な対象者の増加に対応した体制の強化について検討を進め、平成19年4月から業務実施体制の見直しを実施 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ・一般管理費などの経費については、この経費（平成17年10月からの新規事業である精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費を除く。）の平成14年度と比べて10.1%（人件費10.3%・一般管理費9.1%）に相当する額と、精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費の事業開始後1年間（平成17年度下半期及び平成18年度上半期）と比べて2.0%（人件費2.0%・一般管理費2.0%）に相当する額を合計した額を節減した。（なお、平成19年度は既定分で13.5%（人件費13.4%・一般管理費13.7%）精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費で4.0%（人件費4.0%・一般管理費4.0%）に相当する額を節減する。） ・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況については、平成18年度末現在で、中期計画に記載されている基準額と比較して3.0%に相当する額を節減した。 ・業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、平成16年度にあつては平成15年度の1.0%の額、平成17年度にあつては精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る業務経費を除いて平成16年度の4.3%の額、平成18年度にあつては精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る平成18年度上半期の業務経費を除いて平成17年度の3.3%の額を節減した。 3 給付金及び助成金業務の効率化 ・処理件数：89,093件 ・平均処理期間：76.9日 ・短縮率：17.5%（目標：平成14年度実績と比べて10%短縮） ・特に平成18年度においては、継続雇用定着促進助成金の駆け込み申請による給付金の申請件数の急増（上半期で前年度同期の約2倍）にかかわらず、システムの更改、審査体制の強化等の緊急対策を実施し、平均処理期間を大幅に短縮した。 4 業務・システムの最適化 ・平成18年度においては、中期目標、中期計画及び平成18年度計画に従って、職業リハビリテーション業務に係る業務・システムの最適化のため、支援事業者の支援を受けながら現行の業務処理における課題等を整理の上、「企画段階計画書」を作成し、この計画書に基づき当該業務・システムに関する刷新可能性調査を総務省のガイドラインに沿って適切に実施した。
--	---

5 主な事業実績(平成18年度)

(1) 高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務

① 高齢者雇用に関する事業主等への給付金の支給

- ・給付金支給件数: 66,141件
- ・給付金支給額: 47,967百万円
- ・不正受給事件発覚を受け、助成金担当部と共同して全ての給付金について不正受給防止対策を強化した。

② 事業主に対する相談その他の援助業務

○ 高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助の実施

- ・相談・援助件数: 32,150件(目標: 30,000件)
- ・高齢者雇用確保措置の導入が遅れている中小企業への導入支援に加え、導入後の定着支援を重点に取り組んだ。
- ・アンケート調査では、92.2%の事業主から「たいへん効果あった」又は「効果があった」旨の回答を得た。(目標: 70%以上)

○ 高齢者等の雇用に関する各種講習等の実施

- ・各種講習実施回数: 855回(目標: 640回以上)
- ・アンケート調査では、93.7%の事業主等から「たいへん有用だった」又は「有用だった」旨の回答を得た。(目標: 80%以上)
- ・講習受講者に追跡調査を実施したところ、雇用管理の改善について何らかの進展が見られた事業所は89.7%(前年度同期68.1%)となり、前年度に比べて大きな改善がみられた。

③ 高齢者雇用に関する調査研究

○ 中高齢従業員の仕事能力把握ツール開発研究

- ・各地域の高齢者雇用アドバイザーの参画を得て、現場の声を生かしたツールになるよう取り組み、Web上での活用を前提とした企業対応における活用方法についての検討を行い、高齢者雇用アドバイザーの支援ツールを構築した。

○ 共同研究

- ・10道府県の10事業所において、事業主と機構(外部の専門的知識を有する学識経験者等)と共同で先駆的事例の構築に向けた研究を行った。

○ 産業別高齢者雇用推進事業の実施

- ・染色整理業等6産業の懇談会を開催したほか、分析機器製造業(精密機械器具製造業)等10産業の高齢者雇用推進ガイドラインの策定等支援を行った。

④ 高齢者雇用に関する啓発広報活動

○ 高齢者雇用フェスタの実施

- ・開催日: 平成18年10月4日(水)
- ・場所: 東京ドームシティプリズムホール・東京ドームホテル
- ・「団塊世代を活かす」を主題に国民に分かりやすいテーマ設定で講演、ブース展示を行い、アンケート調査では、来場者の92.5%(目標: 80%以上)から高齢者雇用に関して参考になったとの評価を得た。また、公開シンポジウムは10月21日のNHK教育「土曜フォーラム」で放送し約60万世帯が視聴した。

○ 定期刊行誌等の発行

- ・定期啓発誌「エルダー」を企業の人事、労務担当者等を対象に月60,000部発行した(目標: 月60,000部)。

⑤ 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務

○ 高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助

- ・相談援助件数: 56,609件(目標: 36,000件以上)。
- ・土日・夜間の相談を全ての支援コーナーにおいて新規に実施した(47コーナー・508回)。
- ・アンケート調査では、97.4%の利用者から「たいへん効果があった」又は「効果があった」旨の回答を得た。(目標: 70%以上)

○ 高齢期雇用就業支援コーナーにおけるセミナー・講習会

- ・開催回数: 4,196回(目標: 2,450回以上)
- ・受講者数: 97,184人
- ・土日・夜間セミナーについて全ての支援コーナーにおいて実施した(47コーナー・785回)。また、出張セミナーについても積極的に取り組んだ(1,466回)。

(2) 障害者職業センターの設置運營業務

① 地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの実施

○ 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定

- ・ 支援の必要な障害者の積極的な受入れにより、はじめて2万5千人を超える障害者が利用(26,189人、目標22,230人以上)
- ・ 精神障害者(5,620人)、発達障害含むその他の障害者(3,696人)の利用が顕著に増加しており、個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定を行った。

○ 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施(職業準備支援)

- ・ 職業準備支援事業及びOA講習の修了者の就職等に向かう次の段階への移行率: 75.7%(目標: 70%以上)
- ・ 修了者の就職率: 53.5%(目標: 40%以上)

○ 障害者の職場適応に関する支援の実施(ジョブコーチ支援)

- ・ 支援対象者数: 3,306人(目標: 1,870人以上)
- ・ 定着率: 84.3%(目標: 75%以上)
- ・ アンケート調査では、86.1%の利用者から「たいへん効果があった」又は「効果があった」との回答を得た。(目標: 80%以上)

○ 精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施

- ・ 職業生活の安定のための支援が必要な精神障害者: 1,011人(目標: 752人以上)
- ・ 精神障害者の新規雇用のために支援が必要な事業所: 1,122事業所(目標: 940事業所以上)
- ・ 復職及び雇用継続のために支援が必要な事業所: 2,254事業所(目標: 1,880事業所以上)
- ・ 復職率・雇用継続率: 78.9%(目標: 50%以上)
- ・ 支援を受けた事業所へのアンケート調査では、80.4%から「たいへん効果があった」又は「効果があった」との回答を得た。(目標: 80%以上)

○ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

- ・ 対象事業所数: 12,551事業所(目標: 7,110事業所以上)
- ・ 企業同士がグループワーク方式により障害者雇用管理上の課題を発見し、その解決の糸口をつかむためのワークショップを全国で計114回開催。必要に応じ、地域センターのジョブコーチ支援など、個別支援に結びつけることにより、効果的に事業主支援を展開した。
- ・ アンケート調査では、87.5%の事業所から「たいへん効果があった」又は「効果があった」との回答を得た。(目標: 70%以上)

② 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成等

・ 障害者就業・生活支援センター等職員研修

実施数: 5回(受講者数133人)

・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修

実施数: 7回(受講者数178人)

・ 職業リハビリテーション実践セミナー

実施数: 2回(受講者数519人)

・ 地域職業リハビリテーション推進フォーラム

実施数: 56回(受講者数4,743人)

・ 地域就業支援基礎講座

実施数: 79回(受講者数2,541人)

- ・ 研修カリキュラムの実践現場での有効性を把握・検証するため、新たに追跡調査し(スタッフリーダー研修、ジョブコーチ養成研修及び実践セミナー)、受講者の90%以上の者が実務に役立っていると回答した。

③職業リハビリテーションに関する調査研究、新たな技法開発

○職業リハビリテーションに関する調査研究の実施

・13の研究テーマについて調査・研究を実施した。終了した7テーマについて調査研究報告書等の研究成果物を作成し、研究評価委員による個別評価を受けた結果、7本とも中期計画に定める目標に達する評価を得、このうち3本については全ての研究評価委員から「優れている」との最高評価を得た。

○発達障害者、精神障害者及び高次脳機能障害者に対する支援技法の開発

・精神障害者の職場復帰に関して復職支援体制を新たに構築する企業との連携による支援プログラムの開発、発達障害者の就労支援に関して個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発、高次脳機能障害者の就労支援に関して各種支援技法の検証と普及に向けた取組を行った。

(3)障害者職業能力開発校の運営

・受講者数は285名であり、目標受講者数(平成14年度比30%増)を達成した。そのうち、職業的重度障害者(知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者及び重度身体障害者)の受講者数は238人(全体の83.5%)であった。
・就職率は93.2%であった。個別カリキュラムによる訓練、技能指導と職業生活指導を一体的に行う総合的指導を訓練期間中の適切な時期から行う等により高い就職率を維持・向上させた。
・吉備校において、新たに発達障害者に対する職業訓練を試行的に開始し、年間7人(7月3人・12月4人)の受け入れを行った。また、発達障害者に対する指導技法の開発に取り組み、中間報告書に取りまとめ、他の障害者職業能力開発校、発達障害者支援センター等に配布した。
・中央校において、平成18年度は10名の精神障害者を受け入れて職業訓練を実施した。また、精神障害者に対する指導技法の開発に取り組み、実践報告書に取りまとめ、他の障害者能力開発施設等に配布した。

(4)納付金関係業務

①障害者雇用納付金の徴収

・収納率:99.71%(目標:99%以上)
・平成18年度納付金申告事業主数:11,653件
・徴収決定済額:20,709百万円

②障害者雇用に関する事業主等への助成金の支給

・助成金支給件数:22,458件
・助成金支給額:7,563百万円
・事業主の利便性向上の取組として窓口対応の満足度アンケートの実施、ハローワークや地域障害者職業センターとの連携による助成金の効果的な活用促進等を行った。また、給付金担当部と共同して不正受給防止対策の強化等を図った。

③障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等の実施

○障害者雇用に関する調査研究

- ・国の施策動向、事業主のニーズを踏まえ、障害者雇用に取り組む事業主に対し課題解決に向けた具体的なノウハウ等を提供するため、重度聴覚障害者、盲ろう者、精神障害者等の特別の雇用管理を要する障害者に関する事業主が分かりやすい形での報告書、マニュアルを計5件作成した。(目標:5件以上)
- ・除外率設定業種事業主に対する支援として、好事例集『道路貨物運送業における障害者の雇用促進』を作成した。(目標:1件以上)

○障害者雇用に関する事業主に対する相談・援助

- ・相談援助件数:障害者雇用アドバイザー等1人あたり201.9件(目標:165件以上)
- ・機構で作成する調査研究成果、障害者雇用リファレンス等の効果的活用、事業主のニーズに対応した各種助成金・就労支援機器の活用提案に努めるとともに、ハローワークや地域障害者職業センター等との連携を図り、効果的な相談・援助を行った。

○障害者雇用に関する各種講習等の実施

- ・参加者数:23,676人(目標:22,000人以上)
- ・講習には、障害者の講師活用、また、講義形式だけでなく事例発表、ディスカッション、福祉施設・養護学校等を訪問しての障害者とのふれあい、ハンディキャップ体験などを取り入れるよう努めた。
- ・アンケート調査では、受講者の92.5%から障害者の雇用を進める上で有効であった旨の回答を得た。(目標:80%以上)
- ・講習受講者に対する追跡調査を実施した結果、講習受講後に障害者雇用に係る何らかの取組が71.1%でみられた。

○障害者雇用に関する啓発事業

(障害者ワークフェアの開催)

- ・開催日:平成18年10月28日(土)～29日(日)
- ・開催地:香川県高松市(アビリンピックと同時開催)
- ・来場者数:41,000人(過去最多)
- ・県・地元市民団体の企画イベントとの共催、障害者と健常者の交流機会の増加、県等との共同による広報活動の強化により、広報啓発、集客面での効果を高めた。
- ・アンケート調査では、来場者の92.5%から「良かった」又は「とても良かった」旨の回答を得た(目標:80%以上)。

(啓発誌の発行)

- ・啓発誌「働く広場」を事業主等に障害者の雇用についての知識、技術等を提供することを目的に、毎月54,000部発行した。(目標:月54,000部)

(アビリンピックの開催)

- ・開催日時:平成18年10月27日～29日
- ・開催地:香川県高松市(3会場)
- ・参加選手数:47都道府県から313人(過去最多)(目標:240人以上)
- ・来場者数:41,000人(過去最多)
- ・参加対象障害者を身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者に拡大した。
- ・県等の協力を得て報道機関等を利用した広報活動の強化に努めた。また、アビリンピックを題材とするTV放映啓発番組の放映を行った。
- ・平成19年11月に開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」に向け、職業技能競技・生活余暇技能競技、展示・デモンストラーション、国際会議等の準備業務を進めた。また、公式行事計画、会場利用計画、宿泊、輸送などの検討を行うとともに、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」への参加勧奨を行った。

6 人員に関する計画

・平成17年10月からの新規事業である精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る人員増(47名)を除いて、平成18年度末の常勤職員は667名となり、期初の人員(736名)に比べて69名削減し、既に中期目標期間中の目標を大幅に上回る人員削減を実現した。

平成15年 10月 736名

平成16年 3月 736名

平成17年 3月 708名

平成18年 3月 668名+47名※(715名)

平成19年 3月 667名+47名※(714名)

・人件費については、平成18年度末現在で、平成14年度と比較して10.3%に相当する額と、精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る常勤職員の人件費の事業開始後1年間(平成17年度下半期及び平成18年度上半期)と比較して2.0%に相当する額の合計額を節減するなど着実な削減を図り、中期目標期間中の目標を達成する見込みである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況については、平成18年度末現在で、中期計画に記載されている基準額と比較して3.0%に相当する額を節減し、既に中期計画の目標を達成した。

・人件費削減に取り組む一方で、業務の効率的・効果的实施と職員のモチベーションの維持・向上を図るため、職場単位の改善運動であるE Service運動を平成16年度に試行実施し、平成17年度から本格実施した。この結果、業務の効率化、経費の削減等の意識が浸透し、さらに、小集団活動を通じて職員間の連帯感が増し、風通しの良い職場作りを実現することが出来た。また、周知された好事例を参考に自施設に合った内容に改訂・改善し活用する施設が増える等、運動の相乗効果が全体に波及した。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		障害者職業総合センター＊１	広域障害者職業センター	地域障害者職業センター	駐在事務所
	所在地		千葉県	埼玉県、岡山県、福岡県の３所	４７都道府県	宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の５所
	職員数		76 人	86 人	380 人	8 人
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・高度かつ先駆的な職業リハビリテーション技法の研究・開発 ・開発された職業リハビリテーション技法の普及指導、「職リハ」に関する技術的事項についての助言・指導 等	・医療機関や障害者職業訓練校等との密接な連携の下、職業評価、職業指導等の職業リハビリテーションを系統的に実施 等	・ハローワーク等の関係機関との密接な連携の下、地域の他の就労支援機関では支援が困難な障害者に重点を置いて、職業評価、職業指導等の職業リハビリテーションを実施 等	・納付金申告等に関する事業主に対する調査 ・就労支援機器・図書等の貸し出し、雇用管理サポート事業（登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助）を実施 等
	20年度 予算要求額 （百万円）	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	1,775（＊２） （291）	1,420（＊２） （53）	6,852（＊２） （△114）	0（＊２） （0）
		支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	1,775（＊２） （291）	1,426（＊２） （54）	6,852（＊２） （△114）	408（＊２） （△6）

＊１ 障害者職業総合センターの職員数には、職業リハビリテーション部、企画部・研究部門及び職業センターの職員数等を計上している。

＊２ 施設の類型毎の平成20年度予算要求額及び平成19年度当初予算額は、人件費等について、各施設に在籍する職員数に応じて按分して仮に算出したものである。（以下、各表とも同じ。）

＊ 各施設の平成20年度の予算要求額については、別添として添付している。

総括表(その2-2) 支部・事業所等一覧

障害者職業総合センター					障害者職業総合センター	
支部・事業所等の名称		障害者職業総合センター			千葉県	
		千葉県市			76 人	
職員数		76 人			1,775 (291)	
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	1,775 (291)			1,775 (291)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	1,775 (291)			1,775 (291)	

* 合計欄については、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

広域障害者職業センター					広域センター計	
支部・事業所等の名称		国立職業リハビリテーションセンター	国立吉備高原リハビリテーションセンター	せき髄損傷者職業センター	3所	
		埼玉県所沢市	岡山県加賀郡	福岡県飯塚市	86 人	
職員数		48 人	29 人	9 人	1,420 (53)	
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	776 (23)	556 (30)	89 (0)	1,426 (54)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	778 (23)	559 (30)	89 (0)		

総括表(その2-2) 支部・事業所等一覧

地域障害者職業センター														
支部・事業所等の名称		北海道障害者職業センター	青森障害者職業センター	岩手障害者職業センター	宮城障害者職業センター	秋田障害者職業センター	山形障害者職業センター	福島障害者職業センター	茨城障害者職業センター	栃木障害者職業センター	群馬障害者職業センター	埼玉障害者職業センター	千葉障害者職業センター	
		所在地	札幌市	青森市	盛岡市	仙台市	秋田市	山形市	福島市	笠間市	宇都宮市	前橋市	さいたま市	千葉市
		職員数	13 人	6 人	7 人	8 人	7 人	7 人	6 人	7 人	7 人	7 人	10 人	11 人
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	220 (△3)	117 (△2)	127 (△2)	135 (△2)	130 (△2)	133 (△2)	106 (△2)	115 (△2)	112 (△2)	128 (△2)	165 (△3)	169 (△2)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	220 (△3)	117 (△2)	127 (△2)	135 (△2)	130 (△2)	133 (△2)	106 (△2)	115 (△2)	112 (△2)	128 (△2)	165 (△3)	169 (△2)	

* 支所の職員数及び平成20年度予算要求額については、当該支所を管轄する本所に含めている。(以下同じ。)

* 施設毎の平成20年度予算要求額及び平成19年度当初予算額は、10ページの*2に加え、業務経費について平成18年度の決算額の比率に応じて按分して仮に算出したものである。

支部・事業所等の名称		東京障害者職業センター	神奈川障害者職業センター	新潟障害者職業センター	富山障害者職業センター	石川障害者職業センター	福井障害者職業センター	山梨障害者職業センター	長野障害者職業センター	岐阜障害者職業センター	静岡障害者職業センター	愛知障害者職業センター	三重障害者職業センター	
		所在地	豊島区	相模原市	新潟市	富山市	石川郡野々市町	福井市	甲府市	長野市	岐阜市	静岡市	名古屋市	津市
		職員数	22 人	10 人	7 人	7 人	7 人	6 人	7 人	7 人	6 人	9 人	13 人	7 人
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	572 (△11)	153 (△2)	118 (△2)	119 (△2)	116 (△2)	112 (△2)	107 (△2)	118 (△2)	108 (△2)	188 (△3)	285 (△5)	120 (△2)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	572 (△11)	153 (△2)	118 (△2)	119 (△2)	116 (△2)	112 (△2)	107 (△2)	118 (△2)	108 (△2)	188 (△3)	285 (△5)	120 (△2)	

支部・事業所等の名称		滋賀障害者職業センター	京都障害者職業センター	大阪障害者職業センター	兵庫障害者職業センター	奈良障害者職業センター	和歌山障害者職業センター	鳥取障害者職業センター	島根障害者職業センター	岡山障害者職業センター	広島障害者職業センター	山口障害者職業センター	徳島障害者職業センター	
		所在地	草津市	京都市	大阪市	神戸市	奈良市	和歌山市	鳥取市	松江市	岡山市	広島市	防府市	徳島市
		職員数	6 人	9 人	17 人	9 人	7 人	6 人	6 人	7 人	7 人	9 人	7 人	7 人
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	120 (△2)	145 (△2)	350 (△6)	167 (△3)	110 (△2)	110 (△2)	107 (△2)	110 (△2)	111 (△2)	151 (△2)	108 (△2)	106 (△2)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	120 (△2)	145 (△2)	350 (△6)	167 (△3)	110 (△2)	110 (△2)	107 (△2)	110 (△2)	111 (△2)	151 (△2)	108 (△2)	106 (△2)	

支部・事業所等の名称		香川障害者職業センター	愛媛障害者職業センター	高知障害者職業センター	福岡障害者職業センター	佐賀障害者職業センター	長崎障害者職業センター	熊本障害者職業センター	大分障害者職業センター	宮崎障害者職業センター	鹿児島障害者職業センター	沖縄障害者職業センター	
		所在地	高松市	松山市	高知市	福岡市	佐賀市	長崎市	熊本市	別府市	宮崎市	鹿児島市	那覇市
		職員数	7 人	6 人	6 人	12 人	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	110 (△2)	108 (△2)	109 (△2)	239 (△4)	100 (△2)	143 (△3)	123 (△2)	122 (△2)	113 (△2)	104 (△1)	114 (△2)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	110 (△2)	108 (△2)	109 (△2)	239 (△4)	100 (△2)	143 (△3)	123 (△2)	122 (△2)	113 (△2)	104 (△1)	114 (△2)	

地域センター計
47都道府県
380 人
6,852 (△114)
6,852 (△114)

総括表(その2-2) 支部・事業所等一覧

駐在事務所						
	支部・事業所等の名称	仙台駐在事務所	東京駐在事務所	名古屋駐在事務所	大阪駐在事務所	福岡駐在事務所
	所在地	仙台市	港区	名古屋市	大阪市	福岡市
	職員数	1 人	3 人	1 人	2 人	1 人
20年度 予算要求 額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増 減額)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	80 (△2)	88 (0)	76 (△2)	84 (△2)	81 (△2)

駐在事務所 計
5所
8 人
0 (0)
408 (△6)

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		助成事業等執行型 (助成・給付)	助成事業等執行型 (助成・給付)	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)
事務・事業名		高齢者雇用に関する給付金の支給業務	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給業務	高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務	高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務	障害者職業センターの設置運営業務	障害者職業能力開発校の運営	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等
事務・事業の概要		高齢者雇用の促進等を図るため、高齢者雇用に取り組み事業主等に対する給付金の支給。	①雇用率未達成事業主から障害者雇用納付金を徴収し、雇用率を超えて障害者を雇用する事業主等に対して障害者雇用調整金・報奨金等の支給。 ②障害者の新規雇用や、重度障害者の安定した雇用の維持等に取り組み事業主にに対し助成金を支給。	職業安定機関等と密接な連携を図りながら、以下の取組みを行う。 ①高齢者雇用アドバイザー及び再就職コンサルタントによる事業主等に対する相談・援助。 ②高齢者雇用に関する各種講習等の実施。	職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。	①職業リハビリテーションの総合的・効果的実施。 ②職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・指導等。 ③職業リハビリテーションの新たな技法の開発とその普及・活用の推進。	①職業的重度障害者(重度身体障害者、知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者)に対し、専門的ノウハウを活かし、先導的な職業訓練を実施。 ②職業的軽度障害者に対する効果的な訓練技法等を取り止め、他の障害者職業能力開発校等への普及。	職業安定機関等と密接な連携を図りながら、以下の取組みを行う。 ①事業主等に対する障害者雇用に関する事項についての専門的な相談援助等の実施。 ②全国障害者技能競技大会等の開催、障害者ワークフェア等の諸事業を複合的に実施、障害者雇用のための総合的な啓発誌「働く広場」の発行。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出	28,993	18	4,950	1,443	9,371	739	0
	(対19年度当初予算増減額)	(△ 6,206)	(△ 34)	(△ 27)	(△ 162)	179	49	0
	支出予算額	28,995	23,285	4,954	1,443	9,410	745	1,847
	(対19年度当初予算増減額)	(△ 6,205)	(△ 488)	(△ 24)	(△ 162)	188	50	(△ 675)
事務・事業に係る定員(19年度)		16	43	25	4	491	50	27
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3割、人員等)	民間では、同種の事業を実施していない。	民間では、同種の事業を実施していない。	高齢者雇用について、政策的な面も含めて、必要性の理解からその実現に至るまでの総合的な援助を行っている民間主体はない。	高齢期の職業生活設計について、政策的な面も含めてその必要性を事業主、在職者等に理解させ、定年退職後等における職業生活設計の確立のための総合的な援助を行っている民間主体はない。	民間では、同種の事業を実施していない。	民間では、同種の事業を実施していない。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	企業による高齢者雇用の取組み等を鈍化させることとなり、わが国経済社会の活力維持に著しく悪影響を及ぼす。	障害者雇用に伴う企業間の経済的負担の調整が行われず、障害者の雇用の場の拡大に著しく悪影響を及ぼす。	企業による高齢者雇用の取組み等を鈍化させることとなり、わが国経済社会の活力維持に著しく悪影響を及ぼす。	高齢期における職業生活設計が行われず非雇用高齢者が増加し、国の財政・社会保障など、わが国経済社会に著しく悪影響を及ぼす。	職業リハビリテーションへの取組みが進まなくなることにより、障害者の職業的自立の推進に著しく悪影響を及ぼす。	障害者職業訓練への取組みが進まなくなることにより、障害者の職業的自立の推進に著しく悪影響を及ぼす。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。	高障機構法に規定された主要な事務・事業である。
	③	事業開始からの継続年数	S61～(21年)	S51～(31年)	S53～(29年)	S61～(生涯生活設計セミナー等・21年)	S47～(35年)	S54年～(28年)
		これまでの見直し内容	多数雇用、定年延長、雇用継続、起業といった要件や対象年齢など高齢者雇用施策の重点の時代による変化に応じて、給付金を改善するなど、ニーズに合わせた見直しをしている。 本年度においても、昨年度までの継続雇用定着促進助成金を廃止し、70歳までの雇用に取り組む企業に対応した定年引上げ等奨励金を創設した。	障害者雇用促進法の改正に伴い、制度の対象者や納付金、調整金の額、助成金制度を見直してきている。	改正高齢法施行(H18.4)に向けた高齢者雇用確保措置の導入支援、施行後の定着支援あるいは「70歳まで働ける企業」の実現に向けた支援へと随時見直してきている。	高齢者を取り巻く年金・介護制度の改革等を踏まえた職業生活再設計の支援内容の見直しや、状況の変化に応じ、土日・夜間における相談及びセミナーの実施や出張セミナーの実施など、業務内容を見直してきている。	障害者雇用促進法の改正等に伴い、支援手法の追加や業務の再構築等を行うことにより、業務を見直してきている。	産業や職業の変化に応じて、障害者の就業の可能性が広がる中で、身体障害者から、知的障害者、精神障害者等へと訓練対象者の範囲の拡大や訓練課程等の見直しを不断に実施してきている。
		国の重点施策との整合性	高齢者等雇用安定基本方針や「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた高齢者雇用の目標(2010年までに、65歳以上定年企業等の割合を50%、70歳まで働ける企業」の割合を20%に拡大)の達成に向けて、事業主等に給付金を支給しており、国の重点施策に合致している。	障害者基本計画に基づく障害者雇用の施策の基本的方向や「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた「福祉から雇用へ」という方向の施策を推進するため、納付金の徴収や調整金や助成金等の支給を実施しており、国の重点施策に合致している。	高齢者等雇用安定基本方針や「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた高齢者雇用の目標の達成に向けて、70歳までの雇用や高齢者の社会参加による活力ある社会の実現を目指し、労働者に対する専門的援助業務を行っており、国の重点施策に合致している。	「高齢者等職業安定対策基本方針」や「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた高齢者雇用の目標の達成に向けて、70歳までの雇用や高齢者の社会参加による活力ある社会の実現を目指し、労働者に対する専門的援助業務を行っており、国の重点施策に合致している。	障害者基本計画に基づく障害者雇用の施策の基本的方向や「再チャレンジ支援総合プラン」や「成長力底上げ戦略」に盛り込まれた「福祉から雇用へ」という方向の施策を推進するため、専門的な職リハサービスを提供しており、国の重点施策に合致している。	障害者基本計画に基づく障害者雇用の施策の基本的方向や「再チャレンジ支援総合プラン」や「成長力底上げ戦略」に盛り込まれた「福祉から雇用へ」という方向の施策を推進するため、先導的な職業訓練の実施と、その成果の普及を進めており、国の重点施策に合致している。
	④	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	財源は、企業負担の雇用保険二事業からの交付金等であり、給付金の受給者も企業である。	財源は、企業負担の障害者雇用納付金等であり、調整金、報奨金及び助成金の受給者も企業である。	財源は、企業負担の雇用保険二事業からの交付金であり、援助業務の対象者も企業である。	財源は、企業負担の雇用保険二事業からの交付金であり、援助業務の対象者も、企業及び中高年齢者である。	財源は、一般会計からの交付金であり、受益者は企業及び障害者である。(障害者に対する職業リハビリテーションを通じて企業の障害者雇用を容易にする。)	財源は、一般会計からの交付金であり、受益者は企業及び障害者である。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	100.0%	0.1%	99.9%	100.0%	99.6%	99.3%
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載
	③	諸外国における公的主体による実施状況	国が高齢者を雇用する事業主に雇入れ助成金を支給(独)したり、高齢者等の就職困難者を雇入れた事業主に対し賃金補助を実施する(仏)など公的主体が実施。	我が国類似の雇用率制度を有する独や仏において、国(独)や労働法典に好事例等の情報提供を実施する(英)など公的主体が実施。	雇用年金省が事務局となり、HP上で基準事例等の情報提供を実施する(英)など公的主体が実施。	国においてアドバイザーにより求職者の求職活動支援を実施する(英)など公的主体が実施。	国においてカウンセラーが職業評価等を実施(独、仏)するなど公的主体が実施。	国や公的主体が障害者の職業訓練を実施。(英・仏)

	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	年間6万件以上の給付金を支給しており、受給事業主等は定年延長を盛り込んだ就業規則の改正など政策的に必要な要件を満たした者であり、高齢者の雇用延長等の効果が現れるものであることから、財政支出に見合った効果がある。	納付金の徴収・調整金の支給等により、301人以上企業の障害者雇用に係る経済的負担の調整を行い事業主の障害者雇用に対する取組を促進しているほか、年間2万件以上の助成金を支給しており、政策的に必要な要件を満たした受給事業主等により、障害者の雇用等が行われていることから、財政支出に見合った効果がある。	年間3万件以上の相談を実施し事業主の満足度も90%を超えているほか、講習受講企業の約90%が高年齢者雇用確保措置の導入等に向け具体的な取組を行っていることから、財政支出に見合った効果がある。	年間5万6千件以上の相談援助を実施し利用者の満足度も90%を超えているほか、4千回を超えるセミナー・講習会を開催し受講者の満足度も90%を超えていることから、財政支出に見合った効果がある。	年間2万5千人以上の職業リハビリテーション計画を策定し、就職に向けた専門的な支援を行ってきており、就職など次の段階への移行率も高い(75.7%(平成18年度))ことから、財政支出に見合った効果がある。	定員である年間280人以上の職業訓練を実施し、90%以上の就職率を達成していることから、財政支出に見合った効果がある。	年間2万2千件以上の事業主等への相談を実施しているほか、啓発事業についても業績目標を達成して実施していることから、財政支出に見合った効果がある。
		事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、高齢者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、障害者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、高齢者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、高齢者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、障害者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、障害者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。	以上の状況を総合的に判断し、この事業の実施は、障害者雇用対策を推進していく上で、不可欠である。
事務・事業の見直し案（具体的措置）			65歳までの雇用確保措置導入のための給付金から、70歳まで働ける企業の実現に向けた給付金に、政策的に転換していくことにより的確に対応した給付金支給業務の実施	・納付金申告等に関する事業主に対する調査業務について、本部組織として東京と大阪に機能を集約化(駐在事務所(全国5カ所)の廃止) ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務の適正かつ効率的な実施 ・納付金徴収の中小企業への適用及び短時間労働・派遣労働に対する雇用率の適用について、障害者雇用促進法の改正が行われた場合は、的確に対応	・再就職支援コンサルタントの廃止(離職する高齢者の再就職支援に関する事業主への相談援助を実施) ・高年齢者雇用アドバイザーによる援助業務の重点化(「小規模企業における65歳までの雇用確保措置の完全実施」、「希望者全員を対象とする制度の導入」、「70歳まで働ける企業の実現」等の重点課題に対応)	高齢期雇用就業支援コーナー業務について、利用者のニーズに対応した業務の見直しを行うとともに、見直し後の業務に応じて、市場化テストを導入	・せき髄損傷者職業センターの廃止 ・地域センターにおいて実施している講習(OA講習)を廃止 ・就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援を重点的に実施 ・福祉、教育等との連携による就労支援を推進するための新たな施策への対応 ・医療機関等と連携した業務展開の強化	職業訓練上、特別な支援を要する障害者に重点を置いた訓練の実施	・障害者雇用に関する図書の貸出事業の廃止、就労支援機器等の貸出業務及び雇用管理サポート事業の本部一元化(駐在事務所(全国5ヶ所)の廃止) ・国民の障害者の技能に対する理解と認識を一層深めるため、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的ないし雇用拡大が期待される職種による技能デモンストラーションの実施等一層効率的かつ効果的な大会運営
行政サービス実施コストに与える影響(改善に資する事項)			給付金体系の転換	駐在事務所の廃止	再就職支援コンサルタントの廃止	利用者のニーズに応じた業務内容の見直し、市場化テストの導入によるコスト削減	せき髄損傷者職業センターの廃止		駐在事務所の廃止
理由			事業規模の縮小のため。	機能の集約により、業務を行うため。	廃止による費用の削減のため。	高齢期雇用就業支援コーナー業務の効率化のため。	職業リハビリテーション業務運営の効率化のため。		一元化等により、業務を行うため。

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	否	否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由								
		民営化を前提とした規制の可能性・内容								
		民営化に向けた措置								
		民営化の時期								
否	民営化しない理由		給付金業務は、公益性が高く、公正かつ全国斉一的な運用が必要であり、また、運営に当たっては、高齢者雇用分野の政策動向及び資金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、機構の実施する相談援助、その他の事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、民営化になじまない。	納付金及び助成金業務は、公益性が高く公正かつ全国斉一的な運用が必要であり、また、運営に当たっては、障害者雇用分野の政策動向及び障害者雇用に係るノウハウに精通した高い専門性が必要なこと、また、当該業務は、機構の実施する相談援助、その他の事業と一体的に実施することが、障害者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、民営化になじまない。	高齢者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に高齢者雇用を求めるものであり、公益性が高く公正な運用が必要であり、その運営に当たり、高齢者雇用分野の政策動向及び資金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、給付金業務、その他の機構が実施する事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、民営化になじまない。	高齢期における職業生活の設計のための援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に高齢期の職業生活設計を求めるものであり、公益性が高く公正な運用が必要であり、その運営に当たり、高齢者雇用分野の政策動向及び資金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、給付金業務、その他の機構が実施する事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、民営化になじまない。	障害者職業リハビリテーション業務については、就職が困難な障害者から対価を徴収することはできず、障害者雇用促進法でも職業リハビリテーションの無料実施を規定していること、民間には、就職等の困難性の高い障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないことから、民営化になじまない。	障害者職業訓練については、精神障害者、発達障害者等就職困難性が高い障害者に対する先進的な職業訓練技法の開発は、ニーズの具体化する前に先進的に取り組むものであり採算の取れるものではないこと、就職の困難な障害者から対価を徴収することができず、職業能力開発法でも職業訓練の無料実施を規定していること、また、民間には、職業的軽度障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないこと、民営化になじまない。	障害者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に障害者雇用を求めるものであり、公益性が高く、公正な運用が必要であり、また、運営に当たっては、障害者雇用分野の政策動向及び職域開発・職場改善等含む、雇用管理等に精通した高度な専門性が必要なこと、機構の実施する助成金の支給、その他の事業と一体的に実施することが、障害者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、民営化になじまない。	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	
	官民競争入札等の実施の可否		否	否	否	可	否	否	否	
	今後の対応	入札種別（官民競争／民間競争）					官民競争			
		入札実施予定時期					未定			
		事業開始予定時期					未定			
		契約期間					未定			
	否	導入しない理由	給付金業務は、公益性が高く、公正かつ全国斉一的な運用が必要であり、また、運営に当たっては、高齢者雇用分野の政策動向及び資金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、機構の実施する相談援助、その他の事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。	納付金及び助成金業務は、公益性が高く、公正かつ全国斉一的な運用が必要であり、また、運営に当たっては、障害者雇用分野の政策動向及び障害者雇用に係るノウハウに精通した高い専門性が必要なこと、また、当該業務は、機構の実施する相談援助、その他の事業と一体的に実施することが、障害者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。	高齢者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に高齢者雇用を求めるものであり、公益性が高く公正な運用が必要であり、その運営に当たり、高齢者雇用分野の政策動向及び資金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、給付金業務、その他の機構が実施する事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。	障害者職業リハビリテーション業務については、障害者、事業主、福祉・医療・教育機関、障害者の親など、広範な対象にサービスを提供し、その業務も職業評価、職業指導、職場適応支援、職リハ人材の育成及び調査研究等関連するあらゆるサービスを一体的に実施する必要がある入札対象業務の特定が困難なこと、また、民間には就職等の困難性の高い障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないことから、官民競争入札にはなじまない。	障害者職業訓練については、精神障害者、発達障害者等就職困難性が高い障害者に対する先進的な職業訓練技法の開発は、ニーズの具体化する前に先進的に取り組むものであり採算の取れるものではないこと、また、民間には、職業的軽度障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないことから、官民競争入札にはなじまない。	障害者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に障害者雇用を求めるものであり、公益性が高く、公正な運用が必要であり、また、運営に当たっては、障害者雇用分野の政策動向及び職域開発・職場改善等含む、雇用管理等に精通した高度な専門性が必要なこと、機構の実施する助成金の支給、その他の事業と一体的に実施することが、障害者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。		
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
	移管	移管の可否	否	否	否	否	否	否	否	
		可	移管先							
			内容							
			理由							
	否	移管しない理由	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	
	一体的実施	一体的実施の可否	否	否	否	否	否	否	否	
可		一体的に実施する法人等								
		内容								
		理由								
否	一体的実施を行わない理由	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	高齢者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。	障害者雇用に係る専門性を有し、類似の業務を実施している他の法人がないため。		

<組織関係>		
(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	－
	理由	－
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	引き続き非特定独立行政法人として組織形態を維持するが、所管の施設については、以下の見直しを行う。 ①給付金体系の転換により、事業規模が縮小することに伴い、支給業務の実施体制を縮小 ②駐在事務所(全国5か所)において実施している事業について、次のとおり廃止及び集約化 イ 就労支援機器等の貸出事業及び雇用管理サポート事業(登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助)について、本部に一元化 ロ 障害者雇用に関する図書の出借事業について、利用実績が低いことから、廃止 ハ 納付金申告等に関する事業主に対する調査業務について、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施 これらの見直しに伴い、駐在事務所を廃止 ③せき髄損傷者職業センターの廃止 ④地域障害者職業センター管理業務について、集約処理方式を導入し、概ね1/4程度のセンターに事務処理を集約化。これに伴い当該業務担当職員を減員
	理由	①給付金体系の転換による事業規模縮小のため。 ②給付金等の調査業務及び障害者雇用情報事業の効率的実施を図るため。 ③総合せき損センター(労災病院)におけるせき髄損傷患者の入院期間の短縮等により、せき髄損傷者職業センターの職業リハビリテーションの利用ニーズが減少しているため。なお、せき髄損傷者職業センターを廃止した場合においても、職リハサービスを希望する入院患者がいる場合には、当該地域を管轄する地域障害者職業センターにより、必要となる職リハサービスを提供することにより、利用者に対するサービスを低下させることのないよう努める。 ④地域障害者職業センター管理業務について、概ね1/4程度のセンターに事務処理を集約化し、センター事務の効率化を図るため。

③ 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		給与については、これまで累次に渡り職員の俸給の引下げ、役員本俸の引下げ、各種手当での廃止、俸給表の整理統合に取組むなど、人件費総額について行政改革推進法の規定に沿って着実にその削減に取り組んできているところ。さらに、これらの内容を広く国民一般へ情報公開するために、機構ホームページに掲載するとともに、厚生労働省独立行政法人評価委員会へ報告を行っているところ。						
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)		平成18年度の事務職員の国家公務員と比較したラスバイレス指数は117.0。研究職員は90.9。事務職員については平成15年度から3年間で4.4ポイントの引下げとなった。これについては地域・学歴調整すると106.9となる。また、今後については、地域手当について国よりもおおむね低く設定すること、国家公務員に創設された手当で(広域異動手当、本府省手当)を当機構では実施する予定がないことからラスバイレス指数はさらに低下することとなる。						
	人件費総額の削減状況		行政改革推進法の規定による人件費削減の取組みの状況については、平成18年度末現在で、中期計画に記載されている基準額と比較して3.0％に相当する額を削減した。						
	現状 (平成19年4月1日現在)		・一般管理費などの経費については、平成18年度末現在でこの経費(平成17年10月からの新規事業である精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費を除く。)の平成14年度と比べて10.1％(人件費10.3％・一般管理費9.1％)に相当する額と、精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費の事業開始後1年間(平成17年度下半期及び平成18年度上半期)と比べて2.0％(人件費2.0％・一般管理費2.0％)に相当する額を合計した額を節減した。(なお、平成19年度は既定分で13.5％(人件費13.4％・一般管理費13.7％)精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費で4.0％(人件費4.0％・一般管理費4.0％)に相当する額を節減する。) ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組みの状況については、平成18年度末現在で、中期計画に記載されている基準額と比較して3.0％に相当する額を節減した。 ・業務経費(事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。)(については、平成16年度にあつては平成15年度の1.0％の額、平成17年度にあつては精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る業務経費を除いて平成16年度の4.3％の額、平成18年度にあつては精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る平成18年度上半期の業務経費を除いて平成17年度の3.3％の額を節減した。						
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	効率化目標の設定の内容・設定時期		・平成15年10月1日からの現行の中期目標において、一般管理費などの経費(人件費のうち退職手当に係る経費を除く。)(については、中期目標の最後の事業年度において、この経費(精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費を除く。)の平成14年度と比べて1.3％程度に相当する額と、精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費の事業開始後1年間(平成17年度下半期及び平成18年度上半期)と比べて4％程度に相当する額を合計した額を節減する。 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、平成17年度(精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る人件費については事業開始後1年間)を基準として5％以上の額の節減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として1％以上の額(精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る経費を除く。)(と、精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る人件費の事業開始後1年間と比べて1％以上の額を合計した額を節減する。 ・業務経費(事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。)(については、毎年度1％以上の額を節減する。ただし、平成17年度については当該年度に事業を開始する精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る業務経費を除いて平成16年度の1％以上の額を、平成18年度については精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムに係る平成18年度上半期の業務経費を除いて平成17年度の1％以上の額を、節減する。						
	③民間委託による経費節減の取組内容		一般競争、企画競争・公募の拡大を行うとともに、システム保守業務、清掃業務、発送業務、啓発紙の編集・発行業務等民間事業者への委託業務の拡大を行った。						
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		利用者にとつての利便性・サービスの向上のための申請手続き等の簡素化及び電子納付の実施等の取組みを確実に、業務運営の簡素化・効率化・合理化を図るための業務・システム最適化を計画的に実施するとともに、システムの安全性・信頼性を確保する取組みを進めている。具体的な取組みの事例は、次の通りである。 ○給付金及び助成金業務の効率化 ・データ処理プロセスを大幅に効率化したことによる、支給決定通知等の迅速化を図っている。 ・PC作成用模式のダウンロードファイルをホームページに15種類追加掲載し、事業主の利便性の向上を図っている。 ○高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施 ・高齢者雇用アドバイザーの活動状況並びに相談・助言記録票等の相談助言に関する全てのデータを蓄積し、それを活用することにより的確な相談・援助の実施と件数の増大を図っている。 ・高齢者雇用アドバイザーが各事業所において行った企画・立案について、企画立案記録票に記載された全てのデータを蓄積し、それを活用することにより企画立案の利用促進を図っている。 ○納付金の徴収並びに障害者雇用調整金等の支給業務 ・納付金の徴収については、電子納付システムの運用により、事業主からの支払いは、パソコン等を利用した電子納付で行うことができ、事業主の利便性が向上した。また収納機関である当機構には即時に消し込み情報が通知されることによる業務運営の効率化を図っている。 ・制度改正に対応したより経済的で安全な新システムに改修を行っており、効率的な審査業務の実現を図っている。 ○職業リハビリテーション業務 ・機構本部と地域障害者職業センター等との間に構築されたネットワーク(イントラネット)上で障害者雇用に関する情報を有効活用することにより、個々の障害者の特性に応じたきめ細かな職業リハビリテーション計画の効率的な作成を図っている。						
	情報公開の現状		機構業務、各種助成金の情報、法定公表事項などについて、ホームページを中心に積極的かつ迅速に情報公開を行っている。						
	見直しの方向		今後も、各種業務等について迅速かつ的確な情報を利用者に提供するため、ホームページを活用した情報公開を積極的に行っていく。						
(3) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	関連法人	名称	(社)北海道雇用促進協会 外59件	(社)全国重度障害者雇用事業所協会					合計
		契約額	7,768,452,376	101,371,613					7,869,823,989
		うち随意契約額(%)	100%	100%					100%
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)							
	関連法人以外の契約締結先	名称	(株)スカイコム 外421件						合計
		契約額	4,103,440,405						4,103,440,405
		うち随意契約額(%)	57.4%						57.4%
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)							※件数・契約額は、100万円以上(賃貸借80万円以上)を対象。随意契約額は、不審札随契約及び企画競争を除く契約額の比率。
(3) 随意契約の見直し									
(4) 保有資産の見直し									

別紙3に記載

3 自主性・自律性確保

(１) 中期目標 の明確化	現 状		現行の中期目標では、大別して、「業務運営の効率化に関する事項」、「業務の質の向上に関する事項」の各業務について、数値的な目標を設定しているところ。		
	今後の取組方針		平成20年度からの第2期中期目標を策定する際には、各業務について、なるべく定量的な事後評価が可能となるよう、より具体的な指標の設定に努めるとともに、国民から見ても分かりやすい中期目標となるよう工夫する。		
(２) 国民による 意見の活用	現 状		使用者、労働者及び障害者を代表する者並びに学識経験を有する者により構成される評議員会を開催し、情報交換を行うほか、機構の業務に対する意見等を伺って業務運営に役立て、また、学識経験を有する者から構成される外部評価委員会を開催し、総合的、専門的な視点から評価、提言を受けて、業績評価についての客観性を確保している。 さらに、各種業務においては、利用者等へのアンケート調査等を実施し、満足度や意見を伺い、業務の改善に反映させている。		
	今後の取組方針		今後も、アンケート調査の改善等、追跡調査を行うなどして、ニーズの把握をきめ細かく行い、一層の業務運営の改善を図る。		
(３) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）		職員就業規則（そのうち特に禁止行為や懲戒委員会に関する規定）、倫理規定、情報セキュリティ基本方針、個人情報保護に関する規程、災害等緊急事態に対応するための規程等を整備し、法令遵守や法人倫理確立等の内部統制機能を確立している。 その運営体制は、毎週開催する理事会において、法令遵守、リスク管理、情報管理、業務の効率化等について迅速に案件の協議、意思決定を行い対応しているところである。緊急の案件については理事会を待たず報告・判断・実施を徹底している。職員に対する研修においては、これら上記の諸規程や迅速な運用の周知徹底を行うとともに、セクハラ・パワハラ防止研修やビジネスマナー、外部からの苦情相談などについて個別に行っており、さらに研修のみならず、施設長全国会議等の場においてこれら趣旨を徹底するとともに、綱紀肅正・倫理保持について年に数回文書にて機構全体に徹底しているところである。		
	今後の取組方針		今後も引き続き法令遵守や法人倫理確立等の内部統制機能を一層強化するための努力を行うとともに職員研修の一層の充実を図る。 また、ガバナンス充実のために、懲戒処分のための規程類の一層の整備に取り組む方針である。		
(４) 管理会計を 活用した 運営の 自立化・ 効率化・ 透明化	管理会計の活用状況とその効果		直接経費に関しては、本部における事業ごとの執行状況を把握し、節約額の把握などの一定の効果があった。更に本部、各施設間の双方向オンラインシステムの導入により、事業ごと、施設ごと、リアルタイムに予算執行管理や執行状況の把握を可能にしたところである。		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		区分経理により勘定ごとに収支の把握を行っているが、更に、本部、各施設間の双方向オンラインシステムの導入により、直接経費に関しては、リアルタイムに予算執行管理や執行状況の把握を可能としたところであり、事業ごとの収支の把握に努めている。		
	今後の取組方針		前述の取組みにより直接経費について、各事業ごと、各部門ごと、各施設ごとの費用の目標管理や目標と実績の差額の分析などコスト削減体制の充実整備を行い、運営の効率化等を図ることとしている。		
(５) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源		金額（単位：千円）
	共同研究資金		件数		
	利用料		施設利用料		45,740
	寄付金		件数		
	知的財産権		件数	種類	
	その他		納付金収入等		21,213,795
	計				21,259,535
	見直し案				
(６) 情報公開の 取組状況	最近改善した例	事務・事業の内容や運営、財務状況等について、ホームページを活用し積極的に情報提供を行った。高齢者や障害者の最新の雇用情報の提供するため、週一回の定期更新のほか、随時更新を行った。また、法定公表事項について必要な情報を見つけやすいように項目別に整理するとともに情報開示請求に係る利便を図った。さらに、ホームページに寄せられた各種助成金、職場改善事例などの各種問い合わせに対して、迅速・的確に対応を行い、回答までの日数の大幅な短縮を実現した。			
	今後改善を予定している点	事務・事業の内容や必要性、業務運営状況について、引き続き、国民に対して十分な説明責任を果たすため、ホームページ等を活用し、分かりやすく、積極的に情報公開を行っていく。			
その他					

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

府省名	
-----	--

0

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
	助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高齢者雇用に関する給付金の支給 ・高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者職業センターの設置運営業務	H18	運営費交付金を財源として実施する高齢者雇用支援事業等については、雇用保険三事業の見直しの趣旨を踏まえ、事業ごとにその所期の目的の達成状況や執行状況、費用対効果の分析の結果等について、業務実績報告書等に明らかにさせた上で、効率的かつ効果的な事業の実施の検討に資する評価を行うべきである。(18)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	運営費交付金を財源として実施する高齢者雇用支援事業等については、中期目標において各事業における目標が設定されており、その執行状況などは業務実績報告書等に記載しているところであるが、引き続き、行政改革推進法に基づく雇用保険三事業の見直しの趣旨を踏まえ、事業の効率的かつ効果的な実施を図る。(18)
	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	障害者職業センターの設置運営業務	次期中期計画 期間中	地域障害者職業センター(47か所・5支所)については、管理業務等の共通的業務が各々のセンターで分散処理されている状況を踏まえ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、管理業務等の処理の集約化等、業務の処理方法の在り方の検討に資する評価を行うべきである。(18)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	②	地域障害者職業センターにおける管理業務等については、その効率化のため、一部地域において、複数の施設の事務を1人の事務職員で処理することに取り組んでいる。(平成17年度から、全国で4ヶ所、計8センターで試行実施し、平成19年度から、7ヶ所、14センターに拡大した。)(19) 地域障害者職業センターごとの業務処理を基本としてきた管理業務について、業務運営の効率化を図るため、集約処理方式を導入し、概ね1/4程度のセンターに事務処理を集約化する予定。(次期中期計画期間中)
	助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	次期中期計画 期間中	駐在事務所(5か所)については、その設置場所が本部や地域障害者職業センターと近接していることや、事務所において行っている助成金の支給に係る調査実績等が少ない現状を踏まえ、各種サービスの質の維持や不正受給の防止に留意しつつ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、現地体制の在り方の検討に資する評価を行うべきである。(18)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	②	現地体制の在り方については、駐在事務所と障害者雇用情報センターの統廃合(平成17年4月実施)等業務の効率的かつ効果的な実施に努めてきたところ。 駐在事務所(全国5か所)において実施している事業について、次のとおり廃止及び集約化を図り、駐在事務所を廃止(次期中期計画期間中) ① 就労支援機器等の貸出事業及び雇用管理サポート事業(登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助)について、本部に一元化 ② 障害者雇用に関する図書の貸出事業について、利用実績が低いことから、廃止 ③ 納付金申告等に関する事業主に対する調査業務について、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施

助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・高年齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	H18、 次期中期計画 期間中	関連公益法人等に対する業務委託については、昨年度の当委員会意見として、「特定業務の独占受託や業務委託に対する依存度の高いものに関する当該契約の必要性・妥当性や委託金額の適切性の評価を行うべきである。」との内容を通知しているが、当該意見に沿った措置が十分に講じられているとは言い難い状況を踏まえ、当該意見に従って、業務実績報告書等に明らかにさせた上で、客観的な評価を行うべきである。(18)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	②	関連公益法人等への委託契約の必要性・妥当性等について、業務実績報告書等に記載。(18) 地方協会への委託事業については、個々の事業の内容を精査して徹底的に効率化を図るとともに、各地方協会を統合した効果を発揮することにより、委託費を大幅に削減。(次期中期計画期間中)
助成事業等執行型 (助成・給付)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給	H18	助成金の支給業務については、高年齢者等共同就業機会創出助成金に係る詐取事件等の不正受給の発生状況を踏まえ、適切な支給業務の実施の観点から、個々の不正受給事案に係る原因分析を行うことなどにより、より効果的な不正受給防止対策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。(18)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	①	左記詐取事件を踏まえ、書類等に疑義があった場合に原本確認を義務づけること、あるいは審査基準上、一定の事業所訪問を義務づけることなど、不正受給防止対策の見直しを行ったところである。今後においても、個々の不正受給事案に係る原因分析を行うことなどにより、効果的な不正受給の防止対策を講じる。(18)
特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・障害者職業センターの設置運営業務 ・障害者職業能力開発校の運営	H17	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県加賀郡)及びせき髄損傷者職業センター(福岡県飯塚市)については、効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から、両センターと隣接し密接に連携する独立行政法人労働者健康福祉機構の吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターとの一体的な事務・事業の実施に向けた検討が可能となるような評価を行うべきである。(17)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	①	両法人が運営する当該施設については、隣接して設置されており、密接な連携を図りながらリハビリテーションサービスを提供しているところであるが、両者は必要とされる人材や知見・経験、設備等が全く異なるものであるため、一体的な運営を行うことは困難であるが、業務運営の効果的・効率的実施のため、引き続き両者の連携の確保を図る。(17)
特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・障害者職業センターの設置運営業務	次期中期計画 期間中	47地域障害者職業センターについては、当該センターと同様に、都道府県ごとに、相談業務などを行っている独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター、独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保健推進センターの業務の実施状況及び都道府県内における相談業務等の実施状況を踏まえ、効率的かつ効果的な業務実施体制に向けての検討が可能となるような評価を行うべきである。(17)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	②	当該3法人の施設が実施する事業は、それぞれ目的や対象が全く異なっており、各法人ごとの中期目標に沿って効果的かつ効率的な業務を実施することが適切である。 なお、地域センターと医療・教育・福祉等の専門機関と連携した業務展開の強化を図るため、労災病院(メンタルヘルス分野)をはじめとする医療機関との連携によるリワーク・再就職支援及びニート等の自立支援機関や教育機関との連携による発達障害をも持つ若者に対する支援等を一層推進する予定。(次期中期計画期間中)

高齢・障害者雇用支援機構

助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高齢者雇用に関する給付金の支給 ・高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	H17、 次期中期計画 期間中	関連公益法人等を含めた業務委託について、特定業務の独占受託や業務委託に対する依存度の高いものに関する当該契約の必要性・妥当性や委託金額の適切性の評価を行うべきである。(17)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	②	業務委託については、その法人の性格、活動内容、経験や実績に鑑み、現在の委託先が最もふさわしいものと認識しているところであるが、より効果的かつ効率的な業務運営を図る観点から、従来にも増して契約の必要性・妥当性について配慮する。(17) 地方協会への委託事業については、個々の事業の内容を精査して徹底的に効率化を図るとともに、各地方協会を統合した効果を発揮することにより、委託費を大幅に削減。(次期中期計画期間中)
助成事業等執行型 (助成・給付)	・高齢者雇用に関する給付金の支給 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給	H17	助成金業務については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検討した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。(17)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	①	国における助成金事業の評価や企画立案等に資するよう、機構においても、支給実績の把握にとどまらず、個々の助成対象に対する効果についても把握するよう努める。(17)
助成事業等執行型 (助成・給付)	・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給	H17	障害者雇用納付金制度について、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用についての評価を行うべきである。(17)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	①	障害者雇用納付金制度(積立金の有効活用を含む)に係る企画立案については、国において行っており、平成17年度においても納付金制度に基づく助成金を新たに創設するなど、障害者雇用に資するよう、納付金を活用しているところである。(17)
特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	H16	高齢者等や障害者の雇用に関する各種講習等の業務の評価においては、講習を受けた企業における雇用に関する意識や取組等について、追跡調査などにより具体的な効果を把握しているか、また、アンケート調査の結果が講習の内容・メニュー等の見直しにどのように反映されているかとの観点から評価を行うべきである。(16)	総務省政策 評価・独立 行政法人評 価委員会	①	平成17年度より、講習等を受講した企業の雇用管理の改善状況について追跡調査を実施し、講習の具体的な効果の把握をしている。(17)

特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・障害者職業センターの設置運營業務 ・障害者職業能力開発校の運営	H16	本法人は、障害者に対する職業評価やジョブコーチ支援事業、職業指導、職業訓練等多岐にわたる業務を行うため、地域障害者職業センター、職業リハビリテーションセンター等の多くの施設を有しているが、施設ごとの業務運営の状況が示されていないことから、施設ごとの具体的かつ詳細な業務実績、財務情報等を把握分析した上で評価を行うべきである。(16)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	各施設ごとの業務実績については、定期的に業務の進捗管理等を行い、進捗が遅れている業務の原因分析、改善や業務実績の低調な施設への指導を行っている。 各施設ごとの財務状況については、経理システムにより管理し、月次の収支状況報告により把握・分析している。(16)
----------------------------------	---	------------	---	----------------------------	----------	---

助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・高年齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	H16	本法人は、認可法人日本障害者雇用促進協会と財団法人高年齢者雇用開発協会の一部とを統合し発足した法人であることを踏まえ、統合に伴う業務運営や管理部門等の合理化、効率化の状況についての具体的な評価を行うべきである。(16)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	管理部門の統合により役職員の削減、組織の統合、経費の節減(事務所の統合等)を実施し、業務運営や管理部門等の合理化、効率化を図っている。(16)
助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・高年齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	H17～18	各都道府県に機構のセンターや委託先の公益法人が複数あるが、窓口を一本化するなどコスト削減を推進すべきである。(16)	特殊法人等改革推進本部参与会議	①	高年齢者等雇用支援業務と障害者雇用支援業務を、それぞれ各都道府県の別法人に委託していたものを、平成16年度から順次高齢法人と障害法人の統合を促し、各県ごとで窓口を一本化するなどコスト削減を進めている。 (平成19年4月現在、46都道府県で統合) (19)

	助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・高年齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等 ・障害者職業センターの設置運營業務	次期中期計画期間中	民間のノウハウを取り入れたり、委託のやり方を見直したり、地方組織を再編したりすることにより、オペレーションの効率化を図るべき。(16)	特殊法人等改革推進本部参与会議	②	現地体制の在り方については、駐在事務所と障害者雇用情報センターの統廃合(平成17年4月実施)、また、複数の地域障害者職業センターの事務を1人の事務職員で処理すること(7ヶ所、14センター)に取り組む等、効率的な業務実施を図っている。(19) 地域障害者職業センター管理業務について、集約処理方式を導入し、概ね1/4程度のセンターに事務処理を集約化(次期中期計画期間中)。 高年齢者等雇用支援業務と障害者雇用支援業務を、それぞれ各都道府県の別法人に委託していたものを、平成16年度から順次高齢法人と障害法人の統合を促し、各県ごとで窓口を一本化するなどコスト削減を進めている。 (19年4月現在、46都道府県で統合)(19)
	助成事業等執行型 (助成・給付) 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	・高年齢者雇用に関する給付金の支給 ・高年齢者雇用に関する事業主に対する援助業務 ・高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務 ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金支給 ・障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等 ・障害者職業センターの設置運營業務	次期中期計画期間中	独立行政法人は特殊法人と違って自浄作用を持つはずだという考えで独法化しているのだから、国民の理解を得るためには、自ら効率化を進めていく必要がある。独法に向けられた国民の目が激しくなっていることを自覚しつつ独法化の意義や効率化に取り組む意識を強く持って経営に当たって欲しい。(16)	特殊法人等改革推進本部参与会議	②	高齢期雇用就業支援コーナーについて、利用者のニーズに対応した業務の見直しを行うとともに、見直し後の業務に応じて、市場化テストを導入し、地方協会への委託費を削減する予定。(次期中期計画期間中) 駐在事務所(全国5か所)において実施している事業について、次のとおり廃止及び集約化を図り、駐在事務所を廃止(次期中期計画期間中) ① 就労支援機器等の貸出事業及び雇用管理サポート事業(登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助)について、本部に一元化 ② 障害者雇用に関する図書の貸出事業について、利用実績が低いことから、廃止 ③ 納付金申告等に関する事業主に対する調査業務について、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		府省名		厚生労働省		
(助成・給付型)								
事務・事業の名称			高齢者雇用に関する給付金の支給業務					
事務・事業の内容			高齢者の雇用の促進等を図ることを目的に、以下の給付金の支給業務を実施。 ① 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を実施した中小企業事業主及び55歳以上65歳未満の高齢者に対して、定年の引上げ等に伴う意識改革、起業や社会参加等に係る研修等を実施した中小企業事業主に対して助成金を支給する。(定年引上げ等奨励金) ② 定年の引上げや継続雇用制度の導入等の措置を講じた事業主、それに伴う高齢者の雇用割合が一定割合を超える事業主及び定年の引上げ等の措置を円滑に運用するため研修等を実施した事業主に対して助成金を支給する。(継続雇用定着促進助成金(経過措置)) ③ 45歳以上の高齢者等3人以上がその職業経験を活かし、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創設・運営する場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成金を支給する。(高齢者等共同就業機会創出助成金)					
国からの財政支出額			28,993,452		支出予算額		28,994,649	
対19年度当初予算増減額			△ 6,205,556		対19年度当初予算増減額		△ 6,205,256	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化(①)	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討	給付金体系の転換により事業規模を縮小する。					
		理由	「65歳までの雇用確保措置の完全実施」、「希望者全員を対象とする制度の導入」、「70歳まで働ける企業の実現」等の政策課題に対応した業務の重点化を図り、政策的に転換していくことに的確に対応した給付金関係業務の実施。					
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	構造的に欠損金が生じる事務・事業ではない。				
			繰越欠損金の額(H18年度末)					
			発生理由(H18年度)					
			発生した場合の処理方針					
			繰越欠損金の推移					
			見直し案					
	事業効果(事前、事後)(②)		成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	給付金体系の転換による事業規模の縮小に伴い、支給業務の実施体制を縮小。				
			実施状況	事業効果については、実施年度において進捗管理を行うほか、年度終了時には第三者からなる外部評価委員会による評価を受けている。				
見直し案								
公表状況・公表方法			外部評価委員会による業績評価の結果については、機構のHP等により公表している。					
事業効果(事前、事後)(②)		見直し案	公表内容がより分かりやすいものとなるよう、今後とも改善に努める。					

助成・ 給付基 準 (③)	基準 の 概 要	基準の名称・根拠	雇用保険法施行規則
		対象者の要件	給付金ごとに雇用保険法施行規則により定められている。
		金額の算定方法	給付金ごとに雇用保険法施行規則により定められている。
		見直し案	
	基準の公表状況、公表方法		支給要件等は各種リーフレット、パンフレット（手引き）及びホームページにより周知している。
	見直し案		ホームページを活用する等により、広い範囲に分かりやすく周知していく。
	民間委託等の検討		給付金の支給業務のうち、申請された書類の受付・点検、添付書類の確認等については、高齢者等の雇用の促進及びその職業の安定に係る業務を行う法人に委託している。
	その他の見直し案		システム改善等により、さらに効率的な事務処理を目指す。

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		府省名		厚生労働省	
(助成・給付型)							
事務・事業の名称		障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給					
事務・事業の内容		① 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金等の支給 ・障害者雇用促進法に基づき、常用雇用労働者の数が301人以上の事業主について、雇用率未達成事業主から障害者雇用納付金を徴収し、雇用率を超えて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用する事業主に対して障害者雇用調整金を支給する。 ・法附則に定める暫定措置として常用雇用労働者の数が300人以下の事業主であって、4%又は6人を超えて障害者を雇用する事業主に対しては報奨金を支給する。 ・在宅就業障害者支援制度に基づき、特例調整金・特別報奨金を支給する。 ② 助成金の支給 障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用に伴う経済的負担の軽減を図り、障害者の雇用水準の全体的な引上げを目的として、障害者の新規雇用や、重度障害者の安定した雇用の維持等に取り組む事業主に対し助成金を支給する。					
国からの財政支出額		17,572		支出予算額		23,285,425	
対19年度当初予算増減額		△ 33,836		対19年度当初予算増減額		△ 488,439	
事業の廃止・縮小 と トータルコストの最小化(①)	事業の廃止・縮小の検討	本事業の廃止・縮小は、障害者雇用に伴う企業間の経済的負担の調整が行われず、障害者の雇用の場の拡大に著しく悪影響を及ぼすこととなるため、全ての事業主が雇用率を達成するまで、事務・事業の廃止、縮小はできない。 なお、障害者雇用に関する政策課題に対応するため、「納付金制度の中小企業における経済的負担の調整状況」、「短時間労働・派遣労働に対する雇用率制度の適用」について、現在、障害者雇用促進法の改正を検討しており、制度改正を行った場合に納付金徴収業務の増加が想定されるが、効率のよい事務処理に努める。					
	理由						
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	構造的に欠損金が生じる事務・事業ではない。				
		繰越欠損金の額(H18年度末)					
		発生理由(H18年度)					
		発生した場合の処理方針					
		繰越欠損金の推移					
	見直し案						
成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	駐在事務所(全国5ヶ所)において実施している納付金申告等に関する事業主に対する調査業務については、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施することとし、駐在事務所を廃止。						
事業効果(事前、事後)(②)	実施状況	事業効果については、実施年度において進捗管理を行うほか、年度終了時には第三者からなる外部評価委員会による評価を受けている。					
	見直し案						
	公表状況・公表方法	外部評価委員会による業績評価の結果については、HP等により公表している。					
	見直し案	公表内容がより分かりやすいものとなるよう、今後とも改善に努める。					

助成・ 給付基 準 (③)	基 準 の 概 要	基準の名称・根拠	障害者の雇用の促進等に関する法律
		対象者の要件	障害者の雇用の促進等に関する法律及び同施行規則により定められている。
		金額の算定方法	助成金は厚生労働省告示により、納付金、調整金等は障害者の雇用の促進等に関する法律及び同施行規則により定められている。
		見直し案	
	基準の公表状況、公表方法		支給要件等は各種リーフレット、パンフレット及びホームページにより周知している。
	見直し案		ホームページを活用する等により、広い範囲に分かりやすく周知していく。
	民間委託等の検討		納付金の徴収、助成金等の支給業務のうち、申請された書類の受付・点検・添付書類の確認等については、障害者の雇用の促進及び職業の安定にかかる業務を行う法人に委託している。
	その他の見直し案		システム改善等により、さらなる効率的な事務処理を目指す。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		府省名	厚生労働省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	障害者職業センターの設置運營業務				
資産との関連を有する事務・事業の内容	① 職業リハビリテーションの総合的・効果的实施 ② 職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・指導等 ③ 職業リハビリテーションの新たな技法の開発とその普及・活用の推進				
国からの財政支出額	-	支出予算額	-		
対19年度当初予算増減額	-	対19年度当初予算増減額	-		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。 金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。				

実物資産の処分に係わる具体的措置（その①）

府省名：厚生労働省			独立行政法人名：高齢・障害者雇用支援機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	北海道障害者職業センター	3	北海道札幌市北区北二十四条西5丁目1-1札幌サンプラザ5F	1	3	208.66	790.80
2	青森障害者職業センター	3	青森県青森市緑2丁目17-2	1	1	1,000.06	468.04
3	岩手障害者職業センター	3	岩手県盛岡市青山4丁目12-30	1	1	2,128.09	561.02
4	宮城障害者職業センター	3	宮城県仙台市宮城野区幸町4丁目6-1	1	3	430.00	437.45
5	秋田障害者職業センター	3	秋田県秋田市川尻若葉町4-48	1	1	1,222.32	634.38
6	山形障害者職業センター	3	山形県山形市小白川町2丁目3-68	1	1	996.53	597.41
7	福島障害者職業センター	3	福島県福島市腰浜町23-28	1	1	898.24	455.76
8	茨城障害者職業センター	3	茨城県笠間市鯉淵6,528-66	1	1	1,106.61	413.82
9	栃木障害者職業センター	3	栃木県宇都宮市睦町3-8	1	1	1,095.74	597.63
10	群馬障害者職業センター	3	群馬県前橋市天川大島町130-1	1	2	1,810.87	1,725.10
11	埼玉障害者職業センター	3	埼玉県さいたま市桜区下大久保136-1	1	1	608.62	368.17
12	千葉障害者職業センター	3	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目1-3	1	4	1,575.00	1,565.55
13	神奈川障害者職業センター	3	神奈川県相模原市桜台13-1	1	1	740.17	408.03
14	新潟障害者職業センター	3	新潟県新潟市大山2丁目13-1	1	1	879.68	478.80
15	富山障害者職業センター	3	富山県富山市下飯野新田70-4	1	3	1,244.70	446.87
16	石川障害者職業センター	3	石川県石川郡野々市町末松2丁目244	1	1	913.19	427.14
17	福井障害者職業センター	3	福井県福井市光陽2丁目3-32	1	1	619.21	386.15
18	山梨障害者職業センター	3	山梨県甲府市湯田2丁目17-14	1	1	1,006.22	406.40
19	長野障害者職業センター	3	長野県長野市中御所3丁目2-4	1	1	322.50	169.52
20	岐阜障害者職業センター	3	岐阜県岐阜市日光町6丁目30	1	1	758.08	484.01
21	三重障害者職業センター	3	三重県津市島崎町137-122	1	4	2,350.46	1,045.73
22	滋賀障害者職業センター	3	滋賀県草津市野村2丁目20-5	1	1	727.47	418.80
23	京都障害者職業センター	3	京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	1	4	320.67	497.03
24	兵庫障害者職業センター	3	兵庫県神戸市灘区大内通5丁目2-2	1	4	829.02	1,012.60
25	奈良障害者職業センター	3	奈良県奈良市四条大路4丁目2-4	1	1	809.52	323.67

実物資産の処分に係わる具体的措置（その①）

府省名：厚生労働省			独立行政法人名：高齢・障害者雇用支援機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
26	和歌山障害者職業センター	3	和歌山県和歌山市太田130-3	1	1	546.96	325.17
27	鳥取障害者職業センター	3	鳥取県鳥取市吉方189	1	1	1,028.30	398.96
28	島根障害者職業センター	3	島根県松江市春日町532	1	1	800.72	450.45
29	岡山障害者職業センター	3	岡山県岡山市平田407	1	3	660.00	404.13
30	広島障害者職業センター	3	広島県広島市東区光町2丁目15-55	1	3	629.01	491.95
31	山口障害者職業センター	3	山口県防府市岡村町3-1	1	1	842.73	413.11
32	徳島障害者職業センター	3	徳島県徳島市出来島本町1-5	1	4	1,113.88	1,527.84
33	香川障害者職業センター	3	香川県高松市観光通2丁目5-20	1	1	916.27	493.93
34	愛媛障害者職業センター	3	愛媛県松山市若草町7-2	1	1	731.65	465.59
35	高知障害者職業センター	3	高知県高知市大津甲770-3	1	1	800.62	465.07
36	福岡障害者職業センター	3	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目6-19 ワークラザ赤坂5F	1	2	195.28	798.00
37	福岡障害者職業センター北九州支所	3	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-27	1	1	1,330.37	617.89
38	佐賀障害者職業センター	3	佐賀県佐賀市天祐1丁目8-5	1	1	964.37	436.37
39	長崎障害者職業センター	3	長崎県長崎市茂里町3-26	1	1	849.01	587.99
40	熊本障害者職業センター	3	熊本県熊本市大江6丁目1-38 4F	1	2	410.89	666.00
41	大分障害者職業センター	3	大分県別府市上野口町3,088-170	1	1	1,000.01	502.31
42	宮崎障害者職業センター	3	宮崎県宮崎市鶴島2丁目14-17	1	1	887.27	569.71
43	鹿児島障害者職業センター	3	鹿児島県鹿児島市鴨池2丁目30-10	1	1	837.29	540.55
44	沖縄障害者職業センター	3	沖縄県那覇市おもろまち1丁目3-25沖縄職業総合庁舎	1	7	509.10	440.90
45	障害者職業総合センター	3	千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1-3	1	1	15,688.51	5,982.81
46	せき髄損傷者職業センター	3	福岡県飯塚市伊岐須550-4 総合せき髄損センター内	2	7	4,837.86	4,837.86
47	北海道職員宿舎	3	北海道旭川市豊岡四条5丁目	1	1	297.52	49.57

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：厚生労働省			独立行政法人名：高齢・障害者雇用支援機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
48	青森1号職員宿舎	3	青森県青森市大字若宮	1	1	157.39	43.49
49	青森2号職員宿舎	3	青森県青森市大字浜田字玉川	1	1	215.24	49.29
50	岩手1号職員宿舎	3	岩手県岩手郡滝沢村大字鶴飼14地割	1	1	215.19	54.36
51	岩手2号職員宿舎	3	岩手県岩手郡滝沢村大字鶴飼14地割	1	1	216.19	54.36
52	宮城職員宿舎	3	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東2丁目	1	1	213.25	47.08
53	秋田1号職員宿舎	3	秋田県秋田市広面字近藤堰添	1	1	198.87	76.01
54	秋田2号職員宿舎	3	秋田県秋田市新屋坪野	1	1	225.00	52.71
55	山形1号職員宿舎	3	山形県山形市松波1丁目	1	1	203.00	78.70
56	山形2号職員宿舎	3	山形県山形市東山形2丁目	1	1	175.25	52.68
57	福島1号職員宿舎	3	福島県福島市渡利字沼ノ町	1	1	211.91	52.70
58	福島2号職員宿舎	3	福島県福島市渡利字七社宮	1	1	209.41	52.70
59	茨城職員宿舎	3	茨城県笠間市美原1丁目	1	1	194.93	47.48
60	栃木職員宿舎	3	栃木県宇都宮市生町字山ノ越	1	1	204.40	52.71
61	群馬職員宿舎	3	群馬県前橋市青柳町	1	1	256.72	73.54
62	富士見職員宿舎	3	埼玉県富士見市諏訪1丁目	1	1	533.35	174.89
63	みつわ台職員宿舎	3	千葉県千葉市若葉区みつわ台3丁目	1	1	997.76	310.84
64	新潟職員宿舎	3	新潟県新潟市月見町2丁目	1	1	207.39	48.85
65	富山1号職員宿舎	3	富山県富山市下赤江町2丁目	1	1	154.16	53.94
66	富山2号職員宿舎	3	富山県富山市下富居1丁目	1	1	224.62	53.94
67	石川職員宿舎	3	石川県松任市ハツ矢町	1	1	195.29	49.44
68	福井1号職員宿舎	3	福井県福井市三郎丸2丁目	1	1	216.47	48.86
69	福井2号職員宿舎	3	福井県福井市江守の里1丁目	1	1	165.54	53.09
70	山梨職員宿舎	3	山梨県甲府市上今井字八反田	1	1	190.71	48.84
71	長野1号職員宿舎	3	長野県長野市里島	1	1	181.85	52.69
72	長野2号職員宿舎	3	長野県長野市広田	1	1	179.00	53.05
73	岐阜職員宿舎	3	岐阜県岐阜市大字黒野字大門	1	1	132.32	52.70

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：厚生労働省			独立行政法人名：高齢・障害者雇用支援機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
74	静岡職員宿舎	3	静岡県沼津市原字東畑	1	1	198.78	45.44
75	愛知職員宿舎	3	三重県員弁郡東員町笹尾東4丁目	1	1	228.17	53.01
76	三重1号職員宿舎	3	三重県津市栗真中山町字南垣内	1	1	182.10	42.01
77	三重2号職員宿舎	3	三重県津市大字岩田字大倉	1	1	197.59	52.71
78	兵庫職員宿舎	3	兵庫県神戸市西区天王山	1	1	190.12	42.01
79	関西合同障害者職員宿舎	3	奈良県奈良市左京1丁目	1	1	707.24	147.52
80	鳥取1号職員宿舎	3	鳥取県鳥取市立川町6丁目	1	1	183.16	47.10
81	鳥取2号職員宿舎	3	鳥取県鳥取市松並町2丁目	1	1	164.91	52.70
82	島根1号職員宿舎	3	島根県松江市西川津町長廻	1	1	175.35	43.78
83	島根2号職員宿舎	3	島根県松江市法吉町	1	1	177.55	67.71
84	岡山職員宿舎	3	岡山県岡山市妹尾字番頭	1	1	197.45	42.01
85	山口1号職員宿舎	3	山口県防府市国衙4丁目	1	1	195.00	52.71
86	山口2号職員宿舎	3	山口県防府市国衙4丁目	1	1	172.00	52.71
87	徳島1号職員宿舎	3	徳島県徳島市西新浜町2丁目	1	1	167.40	43.70
88	徳島2号職員宿舎	3	徳島県徳島市津田町1丁目	1	1	148.59	68.21
89	香川1号職員宿舎	3	香川県高松市鬼無町鬼無	1	1	181.82	52.70
90	香川2号職員宿舎	3	香川県高松市本仏生町城虚	1	1	218.28	52.70
91	愛媛1号職員宿舎	3	愛媛県松山市鷹子	1	1	135.21	43.70
92	愛媛2号職員宿舎	3	愛媛県伊予郡松前町大字南黒田字南原	1	1	130.54	52.70
93	高知1号職員宿舎	3	高知県南国市岡豊町蒲原字木の下	1	1	186.09	42.01
94	高知2号職員宿舎	3	高知県高知市大津字三本松乙	1	1	165.29	49.52
95	福岡職員宿舎	3	福岡県福津市福岡南1丁目	1	1	331.65	52.67
96	佐賀職員宿舎	3	佐賀県佐賀市鍋島4丁目	1	1	307.01	49.38
97	長崎職員宿舎	3	長崎県西彼杵郡長与町高田郷字山頭	1	1	194.16	52.68
98	熊本1号職員宿舎	3	熊本県熊本市戸島西1丁目	1	1	228.28	52.60
99	熊本2号職員宿舎	3	熊本県熊本市戸島西1丁目	1	1	256.79	52.71
100	大分職員宿舎	3	大分県別府市大字南立石字中津留道北	1	1	149.44	52.67
101	宮崎職員宿舎	3	宮崎県宮崎市大塚台西3丁目	1	1	195.05	79.50
102	鹿児島職員宿舎	3	鹿児島県鹿児島市星ヶ峯4丁目	1	1	207.23	47.10

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	施 設 名 等	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
			(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	北海道障害者職業センター	790.80		1986		19	50	7	商業	80	400	95
2	青森障害者職業センター	468.04	1979		26		50	1	第一種低層住居 専用	60	150	31
3	岩手障害者職業センター	561.02	1979		26		50	1	第二種住居	60	200	13
4	宮城障害者職業センター	437.45		1976		29	50	2	第一種住居	60	200	51
5	秋田障害者職業センター	634.38	1980		25		50	1	準工業	60	200	26
6	山形障害者職業センター	631.74	1981		24		50	2	第二種住居	60	200	32
7	福島障害者職業センター	455.76	1980		25		50	1	第一種住居	60	200	25
8	茨城障害者職業センター	413.82	1977		28		50	1	用途指定なし	70	400	9
9	栃木障害者職業センター	614.61	1979		26		50	2	第一種住居	60	200	28
10	群馬障害者職業センター	1,725.10		2002		3	50	4	準工業	60	200	48
11	埼玉障害者職業センター	368.17	1982		23		50	1	第二種中高層住 居専用	60	200	30
12	千葉障害者職業センター	1,565.55		2001		4	50	5	商業	80	400	25
13	神奈川障害者職業センター	408.03	1978		27		50	1	第一種中高層住 居専用	60	200	28
14	新潟障害者職業センター	478.80	1977		28		50	1	第一種住居	60	200	27
15	富山障害者職業センター	446.87	1976		29		50	1	用途指定なし	70	400	9
16	石川障害者職業センター	427.14	1979		26		50	1	用途指定なし	70	400	12
17	福井障害者職業センター	472.80	1980		25		50	2	第一種中高層住 居専用	60	200	38
18	山梨障害者職業センター	406.40	1981		24		50	1	準工業	60	200	20
19	長野障害者職業センター	297.10	1975		30		50	2	準工業	60	200	46
20	岐阜障害者職業センター	484.01	1981		24		50	1	第一種中高層住 居専用	60	200	32
21	三重障害者職業センター	2,041.82		2003		2	50	4	第二種中高層住 居専用	60	200	43
22	滋賀障害者職業センター	418.80	1980		25		50	1	第一種住居	60	200	29
23	京都障害者職業センター	497.03		1997		8	50	5	商業	80	600	26
24	兵庫障害者職業センター	1,012.60		2002		3	50	4	第一種住居	60	200	61
25	奈良障害者職業センター	415.02	1980		25		50	2	第一種低層住居 専用	40	60	85

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	施設名等	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法規制			利用率
			(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
26	和歌山障害者職業センター	448.54	1980		25		50	2	第一種中高層住居専用	60	200	41
27	鳥取障害者職業センター	398.96	1981		24		50	1	準工業	60	200	19
28	島根障害者職業センター	450.45	1981		24		50	1	第二種中高層住居専用	60	200	28
29	岡山障害者職業センター	404.13		1976		29	50	1	第二種中高層住居専用	60	200	31
30	広島障害者職業センター	491.95		1974		31	50	3	第一種住居	60	200	39
31	山口障害者職業センター	413.11	1979		26		50	1	第一種住居	60	200	25
32	徳島障害者職業センター	1,527.84		2002		3	50	5	準工業	60	200	69
33	香川障害者職業センター	493.93	1978		27		50	1	近隣商業	80	300	18
34	愛媛障害者職業センター	465.59	1980		25		50	1	近隣商業	80	300	21
35	高知障害者職業センター	465.07	1980		25		50	1	用途指定なし	70	400	15
36	福岡障害者職業センター	798.00		1993		12	50	5	商業	80	400	102
37	福岡障害者職業センター北九州支所	617.89	2003		2		50	1	商業	80	400	12
38	佐賀障害者職業センター	436.37	1981		24		50	1	第一種中高層住居専用	60	200	23
39	長崎障害者職業センター	741.30	1980		25		50	2	商業	80	400	22
40	熊本障害者職業センター	666.00		1996		9	50	4	近隣商業	80	300	54
41	大分障害者職業センター	502.31	1978		27		50	1	第二種住居	60	200	25
42	宮崎障害者職業センター	678.67	1979		26		50	2	第二種中高層住居専用	60	200	38
43	鹿児島障害者職業センター	605.75	1978		27		50	2	商業	80	400	18
44	沖縄障害者職業センター	440.90		1998		7	50	5	商業	80	400	22
45	障害者職業総合センター	23,945.55	1991		14		50	7	第二種住居	60	200	76
46	せき髄損傷者職業センター	6,197.25		1978		27	50	3	用途指定なし	70	400	32
47	北海道職員宿舎	85.93	1991		14		22	2	第二種中高層住居専用	60	200	14

実物資産の処分に係わる具体的措置（その②）

No.	施設名等	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法規制			利用率
			(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
48	青森1号職員宿舎	70.81	1984		21		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	56
49	青森2号職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	43
50	岩手1号職員宿舎	54.36	1979		26		22	1	第一種低層住居 専用	50	80	32
51	岩手2号職員宿舎	54.36	1979		26		22	1	第一種低層住居 専用	50	80	31
52	宮城職員宿舎	73.54	1989		16		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	43
53	秋田1号職員宿舎	76.01	1987		18		22	1	第一種低層住居 専用	40	60	64
54	秋田2号職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	40	60	54
55	山形1号職員宿舎	78.70	1987		18		22	2	準住居	60	200	19
56	山形2号職員宿舎	73.54	1989		16		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	21
57	福島1号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	17
58	福島2号職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	18
59	茨城職員宿舎	73.54	1989		16		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	19
60	栃木職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	40	60	60
61	群馬職員宿舎	73.54	1991		14		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	14
62	富士見職員宿舎	584.97	1975		30		47	3	第一種低層住居 専用	50	80	137
63	みつわ台職員宿舎	891.13	1992		13		47	3	近隣商業	80	200	45
64	新潟職員宿舎	70.23	1987		18		22	2	準工業	60	200	17
65	富山1号職員宿舎	74.77	1991		14		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	24
66	富山2号職員宿舎	77.87	1992		13		22	2	準工業	60	200	17
67	石川職員宿舎	75.20	1989		16		22	2	第一種住居	60	200	19
68	福井1号職員宿舎	70.03	1988		17		22	2	第一種低層住居 専用	60	100	32
69	福井2号職員宿舎	77.87	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	59
70	山梨職員宿舎	70.23	1987		18		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	18
71	長野1号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	20
72	長野2号職員宿舎	77.87	1991		14		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	22
73	岐阜職員宿舎	73.54	1989		16		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	28

実物資産の処分に係る具体的措置（その②）

No.	施 設 名 等	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
			(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
74	静岡職員宿舎	70.23	1987		18		22	2	第一種住居	60	200	18
75	愛知職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	40
76	三重1号職員宿舎	70.01	1988		17		22	2	第一種住居	60	200	19
77	三重2号職員宿舎	73.53	1990		15		22	2	第一種住居	60	200	19
78	兵庫職員宿舎	70.01	1988		17		22	2	第一種低層住居 専用	50	100	37
79	関西合同障害者職員宿舎	286.22	1990		15		47	2	第一種低層住居 専用	40	60	67
80	鳥取1号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第一種住居	60	200	20
81	鳥取2号職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	22
82	島根1号職員宿舎	70.17	1988		17		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	20
83	島根2号職員宿舎	92.03	1991		14		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	26
84	岡山職員宿舎	70.01	1988		17		22	2	第二種中高層住 居専用	60	200	18
85	山口1号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	19
86	山口2号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	21
87	徳島1号職員宿舎	70.12	1988		17		22	2	第一種住居	60	200	21
88	徳島2号職員宿舎	79.62	1990		15		22	2	第一種住居	60	200	27
89	香川1号職員宿舎	73.53	1990		15		22	2	用途指定なし	70	400	10
90	香川2号職員宿舎	73.53	1991		14		22	2	第一種低層住居 専用	60	100	34
91	愛媛1号職員宿舎	70.05	1988		17		22	2	第一種住居	60	200	26
92	愛媛2号職員宿舎	73.53	1989		16		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	70
93	高知1号職員宿舎	70.01	1988		17		22	2	用途指定なし	70	400	9
94	高知2号職員宿舎	73.54	1990		15		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	56
95	福岡職員宿舎	77.46	1990		15		22	2	第一種低層住居 専用	40	60	39
96	佐賀職員宿舎	72.41	1987		18		22	2	第一種中高層住 居専用	60	200	12
97	長崎職員宿舎	77.47	1990		15		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	50
98	熊本1号職員宿舎	77.46	1989		16		22	2	第一種中高層住 居専用	60	150	23
99	熊本2号職員宿舎	73.53	1992		13		22	2	第一種中高層住 居専用	60	150	19
100	大分職員宿舎	77.46	1989		16		22	2	第二種住居	60	200	26
101	宮崎職員宿舎	79.50	1988		17		22	1	第一種低層住居 専用	40	60	68
102	鹿児島職員宿舎	73.54	1989		16		22	2	第一種低層住居 専用	50	80	44

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	施設名等	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
			計	土地	建物	その他					
1	北海道障害者職業センター	札幌市	14	借地	14	0	92	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	札幌市北区役所	
2	青森障害者職業センター		87	81	4	2	64	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
3	岩手障害者職業センター		168	160	7	1	62	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	岩手県勤労身体障害者体育館	
4	宮城障害者職業センター	宮城県	6	借地	6	0	38	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	宮城県身体障害者総合体育センター	
5	秋田障害者職業センター		198	128	41	29	77	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
6	山形障害者職業センター		99	77	22	0	72	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
7	福島障害者職業センター		52	37	11	4	53	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
8	茨城障害者職業センター		44	38	6	0	33	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	茨城県立リハビリテーションセンター	
9	栃木障害者職業センター		133	114	19	0	85	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
10	群馬障害者職業センター	厚生労働省	170	借地	160	10	51	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
11	埼玉障害者職業センター		71	65	6	0	115	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
12	千葉障害者職業センター	厚生労働省	489	299	178	12	160	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
13	神奈川障害者職業センター		89	84	5	0	130	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	神奈川障害者職業能力開発校	
14	新潟障害者職業センター		58	51	6	1	56	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
15	富山障害者職業センター		10	借地	8	2	36	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	富山県総合リハビリテーションセンター	
16	石川障害者職業センター		48	40	5	3	77	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	石川障害者職業能力開発校	
17	福井障害者職業センター		48	41	7	0	77	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	福井県社会福祉センター	
18	山梨障害者職業センター		77	68	9	0	50	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
19	長野障害者職業センター		35	31	4	0	62	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	長野公共職業安定所	
20	岐阜障害者職業センター		77	64	13	0	66	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
21	三重障害者職業センター	厚生労働省	598	68	490	40	53	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
22	滋賀障害者職業センター		59	52	7	0	85	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
23	京都障害者職業センター	厚生労働省	119	50	69	0	155	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
24	兵庫障害者職業センター	厚生労働省	262	128	131	3	185	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
25	奈良障害者職業センター		73	63	10	0	62	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	施設名等	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
			計	土地	建物	その他					
26	和歌山障害者職業センター		124	88	35	1	110	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
27	鳥取障害者職業センター		98	85	9	4	71	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
28	島根障害者職業センター		73	64	9	0	66	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
29	岡山障害者職業センター		2	借地	2	0	63	9	2 (障害者職業センター設置 運営業務)		
30	広島障害者職業センター	広島市	12	借地	12	0	210	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
31	山口障害者職業センター		43	38	5	0	44	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
32	徳島障害者職業センター	厚生労働省	390	201	179	10	155	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
33	香川障害者職業センター		149	140	8	1	135	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
34	愛媛障害者職業センター		117	105	11	1	110	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	松山市総合福祉センター	
35	高知障害者職業センター		39	28	11	0	46	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	高知県児童相談センター	
36	福岡障害者職業センター	厚生労働省	60	借地	60	0	690	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
37	福岡障害者職業センター北九州支所		237	128	99	10	76	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	小倉公共職業安定所	
38	佐賀障害者職業センター		61	53	8	0	51	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	佐賀県総合福祉センター	
39	長崎障害者職業センター		234	196	38	0	150	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	長崎県総合福祉センター	
40	熊本障害者職業センター	厚生労働省	61	借地	61	0	98	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
41	大分障害者職業センター		38	34	4	0	57	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)	別府市コミュニティセンター	
42	宮崎障害者職業センター		91	74	17	0	67	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
43	鹿児島障害者職業センター		181	151	30	0	175	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
44	沖縄障害者職業センター	厚生労働省、(独)雇用・能力開発機構、沖縄県	119	60	57	2	150	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
45	障害者職業総合センター		3,910	2,099	1,798	13	145	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
46	せき髄損傷者職業センター		80	借地	79	1	36	9	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
47	北海道職員宿舎		13	11	2	0	29	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	施設名等	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
			計	土地	建物	その他					
48	青森1号職員宿舎		10	9	1	0	42	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
49	青森2号職員宿舎		20	18	2	0	53	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
50	岩手1号職員宿舎		12	12	0	0	46	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
51	岩手2号職員宿舎		12	12	0	0	46	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
52	宮城職員宿舎		15	13	2	0	45	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
53	秋田1号職員宿舎		17	16	1	0	54	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
54	秋田2号職員宿舎		16	14	2	0	38	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
55	山形1号職員宿舎		18	17	1	0	62	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
56	山形2号職員宿舎		16	14	2	0	58	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
57	福島1号職員宿舎		14	12	2	0	42	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
58	福島2号職員宿舎		10	8	2	0	45	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
59	茨城職員宿舎		10	9	1	0	38	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
60	栃木職員宿舎		14	13	1	0	42	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
61	群馬職員宿舎		16	15	1	0	48	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
62	富士見職員宿舎		79	71	8	0	130	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
63	みつわ台職員宿舎		127	82	45	0	88	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
64	新潟職員宿舎		14	13	1	0	52	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
65	富山1号職員宿舎		9	7	2	0	33	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
66	富山2号職員宿舎		13	11	2	0	34	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
67	石川職員宿舎		15	14	1	0	48	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
68	福井1号職員宿舎		17	16	1	0	55	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
69	福井2号職員宿舎		12	10	2	0	45	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
70	山梨職員宿舎		14	13	1	0	47	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
71	長野1号職員宿舎		15	14	1	0	50	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
72	長野2号職員宿舎		14	12	2	0	47	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		
73	岐阜職員宿舎		9	8	1	0	43	8	1 (障害者職業センター設置 運営業務)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	施設名等	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
			計	土地	建物	その他					
74	静岡職員宿舎		23	21	2	0	62	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
75	愛知職員宿舎		14	13	1	0	65	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
76	三重1号職員宿舎		8	7	1	0	27	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
77	三重2号職員宿舎		14	13	1	0	48	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
78	兵庫職員宿舎		17	16	1	0	65	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
79	関西合同障害者職員宿舎		78	65	13	0	66	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
80	鳥取1号職員宿舎		17	16	1	0	61	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
81	鳥取2号職員宿舎		15	13	2	0	65	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
82	島根1号職員宿舎		14	13	1	0	74	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
83	島根2号職員宿舎		13	11	2	0	76	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
84	岡山職員宿舎		13	12	1	0	47	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
85	山口1号職員宿舎		10	9	1	0	41	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
86	山口2号職員宿舎		9	8	1	0	41	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
87	徳島1号職員宿舎		19	17	2	0	73	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
88	徳島2号職員宿舎		17	15	2	0	64	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
89	香川1号職員宿舎		14	13	1	0	52	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
90	香川2号職員宿舎		20	19	1	0	63	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
91	愛媛1号職員宿舎		17	16	1	0	66	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
92	愛媛2号職員宿舎		12	11	1	0	55	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
93	高知1号職員宿舎		14	12	2	0	49	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
94	高知2号職員宿舎		15	12	3	0	61	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
95	福岡職員宿舎		16	14	2	0	44	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
96	佐賀職員宿舎		12	11	1	0	53	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
97	長崎職員宿舎		18	17	1	0	60	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
98	熊本1号職員宿舎		21	19	2	0	53	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
99	熊本2号職員宿舎		17	14	3	0	53	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
100	大分職員宿舎		11	10	1	0	59	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
101	宮崎職員宿舎		14	13	1	0	49	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		
102	鹿児島職員宿舎		21	19	2	0	72	8	1(障害者職業センター設置 運営業務)		

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独)高齢・障害者雇用支援機構			府省名	厚生労働省
No.	1～44	施設名	地域障害者職業センター	用 途	9(職業リハビリテーション施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
地域障害者職業センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第19条及び第22条の規定に基づき各都道府県の区域内に設置され、地域における職業リハビリテーションの中核として、民間等他の就労支援機関での実施が困難な障害者に対する職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職業準備支援、精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）を中心とした精神障害者総合雇用支援等障害の種類及び程度に応じた具体的な援助、事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言・援助及び他の就労支援機関への支援を行っているものである。 こうしたサービスを提供するためには、障害者向けの施設整備を十分する必要があるが、必ずしも民間の賃貸ビルにおいてこうした施設を恒常的に提供できる環境にはない。このため、各都道府県における障害者、事業主に対する職業リハビリテーションサービス等を行うための拠点施設を、引き続き機構が自ら保有する必要がある。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独)高齢・障害者雇用支援機構		府省名	厚生労働省
No.	45	施設名	障害者職業総合センター	用 途
9(職業リハビリテーション施設)				
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性				
なし				
○ 売却する場合、売却予定時期：				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
障害者職業総合センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第20条の規定に基づき職業リハビリテーション技術の研究・開発、情報の提供及び職業リハビリテーション関係者に対する研修等を行うとともに、これに付随して障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練等職業リハビリテーションについて、専門的かつ先駆的なサービスを提供することを目的として設置されている。 併せて、同センターの高度な専門性とノウハウを活かし、全国の職業リハビリテーションネットワークの中核としての役割を担うことが求められている。 こうした目的に基づくサービス提供や役割を安定的に果たすためには、本施設を、引き続き自ら保有することが必要不可欠である。				

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独)高齢・障害者雇用支援機構			府省名	厚生労働省
No.	47～102	施設名	職員宿舎	用 途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
機構においては、機構本部と各都道府県に設置している障害者職業センター間など、全国転勤を伴う人事異動を行っており、人事異動により住居の転居を伴う職員については、職員宿舎を貸与している。 職員に貸与する職員宿舎は、機構保有のほか、民間アパートの借り上げ等により対応している。機構保有の職員宿舎の利用率は93.5%(平成19年5月末日現在)と十分な利用状況にある。 借り上げ宿舎については、機構の人事異動により新たな借り上げの発生する時期と年度末の賃貸物件の需給が逼迫する時期とが重なり、特に地方圏においては借り上げで職員宿舎として利用できる民間アパート等の物件数が少ないことから、予算内で条件を満たす物件が見つからないケースもある等、不安定要素が多い。このため、確実に転居者が入居できる機構保有の職員宿舎は、人事異動を円滑に行う上でも必要不可欠なものである。 また、賃貸アパート等の賃借料が高額な首都圏及び関西圏については、毎年多くの人事異動による転居者があるが、これら全ての者に対して借り上げで対応すると賃借料等の負担が極めて大きくなる。このため、首都圏及び関西圏(埼玉、千葉、奈良)に一定の数の職員宿舎を保有し、職員へ貸与することは、借り上げによる賃借料等の負担軽減につながるものであるため、これらのことから自らの保有は必要不可欠である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)高齢・障害者雇用支援機構			府省名	厚生労働省
No.	46	施設名	せき髄損傷者職業センター	用 途	9(職業リハビリテーション施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 せき髄損傷者職業センターは、廃止することとしている。処分方法等については、検討中。					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降(未定)					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					

金融資産の処分に係わる具体的措置（その①）

（平成18年度末時点）

法人名	独)高齢・障害者雇用支援機構		府省名	厚生労働省	
○ 金融資産の内訳(19年3月31日時点、B/S価額)					
○	A	合 計	:	51,974 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	B	現金及び預金	:	31,371 百万円	
	C	有価証券	:	百万円	
	D	受取手形	:	百万円	内 貸付金 : 百万円
	E	売掛金（未収金）	:	527 百万円	内 割賦債権 : 百万円
	F	投資有価証券（金銭信託）	:	20,000 百万円	
	G	関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式
	H	関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券
	I	長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金
	J	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの
	K	長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの
	L	破綻債権等	:	76 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	M	積立金	:	百万円	
	N	出資金	:	百万円	
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)					

金融資産の処分に係る具体的措置（その②）

法人名	独) 高齢・障害者雇用支援機構	府省名	厚生労働省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 当機構においては、未収金(＝売掛金(E))が平成18年度決算時において、593百万円発生しているところである。主なものは、障害者関係助成金返納金等が261百万円、納付金関係業務引当金の未収運用益が191百万円、委託業務費の精算による未収が138百万円である。これらの未収金は通常の会計手続きの中で制度的に発生したものである。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 全額、貸倒引当金を計上しており、破産事業主等の清算状況等を勘案し、適切に債権処分を行っている。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 当機構の金融資産の大部分は納付金関係業務引当金(43,461百万円)である。 納付金関係業務において、調整金、報奨金、特例調整金及び特例報奨金については、法定雇用率等一定の基準を満たしてれば支給する義務が生じるとともに、助成金についても支給期間が最長で10年間の助成措置を行うものもあり、助成金の認定をした事業主に対しては翌事業年度以降も支給する義務が発生することなどから、過大な金融資産の保有とは考えていない。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	府省名	厚生労働省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称	高齢者雇用に関する事業主に対する援助業務		
事務・事業の内容	① 高齢者雇用アドバイザー等による事業主等に対する相談・援助等 ア 高齢者雇用アドバイザー等による相談援助 企業が定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行うためには、賃金・退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力の開発・向上、職域開発・職場改善等様々な条件整備が必要であるため、以下の相談援助を実施している。 ・定年の引上げ、継続雇用制度の導入、雇用管理改善等に取り組もうとする又は取り組む必要がある事業主に対する相談・援助。 ・高齢者雇用確保措置、高齢者等の雇用管理改善、再就職援助措置の実施等高齢者等の雇用に関する事業主等を対象とした講習等。 ※高齢者雇用アドバイザーは、社会保険労務士、中小企業診断士等専門的、実務的能力を有するものを認定・登録の上、高齢者雇用支援に関する研修の実施や支援ツールを提供し、地方協会が各企業の依頼等に応じて派遣する仕組をとっている。 イ 再就職支援コンサルタントによる再就職支援のための相談援助 定年、解雇等により離職する高齢者の再就職を図るため、事業主による求職活動支援書の作成支援や再就職活動支援等を行う。 ② 高齢者雇用に関する各種講習等の実施 高齢者等の雇用問題についての理解と認識を深め、高齢者雇用の促進や職場の活性化等を図るため、事業主等を対象に、各種研修・講習を実施している。 ア 高齢者雇用管理研修 事業主又は事業主団体役員等を対象として、高齢化の進行とその対策、高齢者雇用創出の重要性、事業主としての責務等についての認識と理解を深め、高齢者の雇用の安定等について企業の自主的・積極的な取組を促進するための研修を実施。 イ 高齢者雇用推進者講習 企業の実務担当者である「高齢者雇用推進者」を対象として、高齢者雇用を進めるための条件整備に関する実務的な知識や好事例、地域別・産業別の取組実態などの情報を提供し、高齢者雇用への積極的な取組を促進するための講習を実施。 ウ 職場活性化研修 高齢者雇用のための条件整備に取り組もうとする事業主に対して、職場管理者の管理能力の向上、中高齢従業員の働き方の改善や職業能力の向上を図るための研修を実施。		
国からの財政支出額	4,949,658	支出予算額	4,954,452
対19年度当初予算増減額	△ 27076	対19年度当初予算増減額	△ 24,015
官民競争入札等 (①)	検討 理由	高齢者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に高齢者雇用を求めるものであり、公益性が高く公正な運用が必要であり、その運営に当たり、高齢者雇用分野の政策動向及び賃金・退職金制度を含む人事管理制度等に精通した高い専門性が必要なこと、また、給付金業務、その他の機構が実施する事業と一体的に実施することが、高齢者雇用の促進に、もっとも効率的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	否	受益者は事業主。 今後とも少子高齢化、労働力人口の減少が見込まれる中で、国として高齢者の雇用を促進していくことが重要であり、事業主に対しては、積極的な相談・援助を行っていくことが不可欠であることから、対価を収受することは適切ではない。
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし	
	運営コスト (内訳、総計)		

	受益者負担金－運営コスト	
	見直し案	
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし
	内容	
	理由	
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	否
	内容	
	理由	
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等	なし
	内容	
	理由	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		府省名		厚生労働省	
(試験・教育・研修・指導型)							
事務・事業の名称		高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務					
事務・事業の内容		職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。					
国からの財政支出額		1,443,408		支出予算額		1,443,408	
対19年度当初予算増減額		△ 161,739		対19年度当初予算増減額		△ 161,739	
官民競争入札等 (①)	検討	高齢期雇用就業支援コーナーについて、利用者のニーズに対応した業務の見直しを行うとともに、見直し後の業務に応じて市場化テストを導入					
	理由	サービスの質の維持・向上と経費削減を図るため					
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	否 受益者は、中高年齢者及び事業主 今後とも少子高齢化、労働力人口の減少が見込まれる中で、国として高齢者の雇用を促進していくことが重要であり、労働者に対しては、高齢期における職業生活の設計のための支援・援助を行っていくことが不可欠であることから、労働者又は企業から対価を収受することは適切ではない。					
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし					
	運営コスト (内訳、総計)						
	受益者負担金－運営コスト						
	見直し案						
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし					
	内容						
	理由						
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし					
	一体的実施の可否						
	内容						
	理由						
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等	なし					
	内容						
	理由						

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	府省名	厚生労働省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称	障害者職業センターの設置運營業務		
事務・事業の内容	① 職業リハビリテーションの総合的・効果的实施 ② 職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・指導等 ③ 職業リハビリテーションの新たな技法の開発とその普及・活用の推進		
国からの財政支出額	9,371,200	支出予算額	9,410,293
対19年度当初予算増減額	178,692	対19年度当初予算増減額	188,496
官民競争入札等 (①)	検討 理由	障害者職業リハビリテーション業務については、障害者、事業主、福祉・医療・教育機関、障害者の親など、広範な対象にサービスを提供し、その業務も職業評価、職業指導、職場適応支援、職リハ人材の育成及び調査研究等関連するあらゆるサービスを一体的に実施する必要がある入札対象業務の特定が困難なこと、また、民間には就職等の困難性の高い障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないことから、官民競争入札にはなじまない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	否 受益者は、障害者及び事業主。 就職が困難な障害者から対価を収受することはできないことから、障害者雇用促進法においても、職業リハビリテーションの無料実施を規定。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし	
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否		
	内容		

	理由	
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等	なし
	内容	
	理由	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	府省名	厚生労働省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称	障害者職業能力開発校の運営		
事務・事業の内容	① 職業的重度障害者（重度身体障害者、知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者）に対し、専門的ノウハウを活かし、先導的な職業訓練を実施。 ② 職業的重度障害者に対する効果的な訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等への普及。		
国からの財政支出額	739,471	支出予算額	744,854
対19年度当初予算増減額	49,429	対19年度当初予算増減額	49,987
官民競争入札等 (①)	検討	障害者職業訓練については、精神障害者、発達障害者等就職困難性が高い障害者に対する先進的な職業訓練技法の開発は、ニーズの具体化する前に先進的に取り組むものであり、採算の取れるものではないこと。また、民間には、職業的重度障害者に対する職業リハビリテーションの高度な専門性やノウハウを有する機関がないことから、官民競争入札にはなじまない。	
	理由		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	受益者は、障害者及び事業主。 否 就職が困難な障害者から対価を収受することはできないことから、職業能力開発開発促進法においても、職業訓練の無料実施を規定。	
	受益者負担金（算定方法、総計）	なし	
	運営コスト（内訳、総計）		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否		
	内容		

関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	理由	
	一体的に実施する法人等	なし
	内容	
	理由	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	府省名	厚生労働省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等		
事務・事業の内容	職業安定機関等と密接な連携を図りながら、以下の取組を行う。 ① 事業主等に対する障害者雇用に関する事項についての専門的な相談援助等の実施。 ② 全国障害者技能競技大会等の開催、障害者ワークフェア等の諸事業を複合的に実施、障害者雇用のための総合的な啓発誌「働く広場」の発行。		
国からの財政支出額	0	支出予算額	1,847,142
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	△ 674,885
官民競争入札等 (①)	検討 理由	障害者雇用に関する事業主援助業務については、職業安定機関との緊密な連携の下に障害者雇用を求めるものであり、公益性が高く、公正な運用が必要であり、また、運営に当たっては、障害者雇用分野の政策動向及び職域開発・職場改善等含む、雇用管理等に精通した高度な専門性が必要なこと、機構の実施する助成金の支給、その他の事業と一体的に実施することが、障害者雇用の促進に、もっとも効果的かつ効果的であるため、官民競争入札にはなじまない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	否 受益者は、事業主等 就職が困難な障害者の就労を促進するためには、事業主に対する専門的な相談援助、啓発事業等を行っていくことが不可欠であることから、対価を収受することは適切ではない。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし	
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否		

大正 (③)	内容	
	理由	
関連する 研究開発 業務を 行ってい る法人と の一体的 実施 (④)	一体的に実施する 法人等	なし
	内容	
	理由	